大正四年五月二十日發行

婦人衛生雜誌

第三百六號

婦人衛生雜誌

第三百六號目次

大日本婦人衛生會

總會及春季懇親會

來る二十九日午後一時より麹町區永田町二丁目一番地鍋島侯爵邸内に於て懇親會を兼ね總會擧行致候間此段御通知申上候也。

當日は總裁宮妃殿下にも御臨場あらせらるべく。役員改選も有之。種々餘興等も有之候へば、會員諸姉の擧つて御出席あらむことを希望致候。

尙ほ詳細の儀は別に御案内狀差出可申候。

◎六月例會は第三土曜日に開會の豫定に御座候。

大正四年五月

私立大日本婦人衛生會

私立 大日本婦人衛生會

設立趣意書

凡そ人として此世にありては徒に生けるのみをもて足れりとするにはあらずかならずや智識を磨き人たるの本分を盡くし幸福快樂のうちに一年を送らんを皆ともに希はざるはあらじされども其身健康にあらざれば此生活を得んをいと易からずこれ衛生の道の一日も忽にすべからざる所以なりとす

抑も〳〵衛生の法は一にして足らずとはいへども衣食住の改善育兒及看病法等の如きはいとも緊要の事にして皆吾等婦人のもつぱら掌るべき所其責任重しと云ふべし今や婦人の會合相尋て起り婦人社會も漸く其の面目を改めんとするは眞に喜ばしきことなりされども夫の衛生の事に至りては更に注意を惹かざるものゝ如くまことに口惜しきことなり因りて頃日同志婦人集ひ謀り一會を設け名けて私立大日本婦人衛生會といひ毎月一日同集會を開き學識經驗ある人々に衛生上諸般の講義演説談話を乞ひ互に相研究し併之を筆記して册子を編輯し會員に分ち聊か同胞の爲めに盡すあらんとす茲に本會旨趣の梗概を敍べて廣く江湖の諸愛姉に告げ其賛成を仰ふぐことしかり

明治二十年十一月

首唱者總代

私立 大日本婦人衛生會規則摘要

（明治卅二年十二月改正）

第一條　目的本會の目的は汎く婦女子をして人生の健康を保持する方法を講究し衛生上の智識を開發せしめ隨て社會全般の幸福を增進するにあり●第二條　本會は私立大日本婦人衛生會と稱し之を東京に置きて地方に便宜支會を設く●第三條　本會會員たらんと欲する婦人は何人にても入會することを得●第四條　入會の節には姓名族籍住所及會員の種類を明記し本會事務所に申込まるべし入會の者には會員章を交付す（交付手續卷末に詳なり）入會後轉居等あるときは速に事務所に報知せらるべし●第五條　會員を分ちて終身特別及通常の三種とす終身會員は一時に金廿五圓以上特別會員は一ヶ月金三拾錢以上通常會員は一ヶ月金拾五錢を納むる者とす●第六條　男子にして本會の旨趣を賛成する者は之を賛成員とす其會費は本會員に同じ但本會に功勞ある者又は本會に於て特に賛成員たることを望みたる節は役員の協議に依り無會費とすることあるべし●第七條　會員は本會に於て毎月發刊する雜誌を無料にて受ることを得●第八條　退會せんとする者は其旨本會事務所に報知し死亡する時は親戚知友より通知せらるべし但既納の會費は總て返戻せず●第九條　本會に推戴員を置き其中より總裁一名を奉じ皇族の妃殿下に願出るゝのとす●第十條　本會に左の役員を置く會長一名、副會長一名、幹事七名、評議員三十名、書記若干名●第十一條　會長副會長幹事評議員は隔年三月の總會に於て會員の投票を以て之を選擧し書記は幹事の推薦に依り會長之を命ず但書記は都合に由り會員外の婦人若くは男子に託することあるべし●第十二條　會長は本會を總理し副會長は會長を補佐し會長事故あるときは之を代理し幹事は會務を掌理し評議員は重要なる會務を評議し書記は役員の命を受け諸記錄雜務を掌る幹事の分課を設け第一會計、第二編輯出版、第三庶務とす●第十三條　臨時指名委員の件●第十四條　會長副會長幹事評議員の任期は二ヶ年とす滿期再選することを得若し任期中缺員を生ずるときは次點者を以て補缺す●第十五條　會長副會長幹事評議員は無給とす書記には相當の報酬を給す●第十六條　集會は例會總會及評議員會とす集會は八九月を除くの外毎月一回とし總會は三月に之を開く若し急要の事あるときは臨時に總會を開くことあるべし又春秋二回會員相互親睦の爲め園遊會を開くことあるべし●第十七條　毎會學識經驗ある人々に衞生上の講義演說談話を囑託し會員をして隨意聽講せしむるものとす●第十八條　會員は家族の婦女若くは知己の婦人を本會々場に誘致し講義演說等を傍聽せしむることを得但衣服は總て質素たるべき事●第十九條　講義演說等は男子の傍聽を禁す●第二十條　規則の改正其他重要の件議定のこと●第廿一條　毎年三月總會に於て會計の收支決算並に庶務の概要會員の增減等を報告すべし●第廿二條　本會の所有金は本會の名義を以て三井銀行に預くるものとす●第廿三條　會計の收支は總て會計擔任の幹事檢印を要するものとす●第廿四條　會計は一ヶ年毎に決算し翌年三月總會に報告すべし

支會●第廿五條　地方に於て本會々員十名以上發起者あるときは其規則を定め本會長の承認を受け支會を設立することを得●第廿六條　本會々員にして支會を設立せんとするときは發起者の姓名を記載して申出べし爾後員數增減あるときは其姓名を支會より本會事務所に報告すべし本會會員にして支會に加入したる者の會費は本會に納付することを止め支會の規定に依るものとす●第廿七條　支會には支會限りの會員を置くことを得●第廿八條　本會の雜誌は支會に回送すべきを以て其實費を支會より本會に送付すべし支會限りの會員にして雜誌を購求する者に就きても亦同じ●第廿九條　支會は集會の都度其狀況を本會に報告すべし●雜件

第三十條　本會は毎月一回雜誌を發刊し之を會員に頒附すべし●第卅一條　會員又は會員外の者にして金錢若くは書籍物品等を本會に寄贈する者ある時は本會々長の名を以て謝狀を贈り寄贈者の姓名及品目を贈册に登錄し尙本會雜誌を以て報告すべし●第卅二條　會費金は受領證を交付すべしと雖も地方會員にして小爲替又は郵券にて納むるものは受領證を送發として別に返信料を添へらるべし（郵券送一割增）●第卅三條　會費は東京府下に限り毎月領收人を差出すべし地方會員は總て前金とし振替にて口座番號東京一〇六〇〇番本會事務所宛に拂出しあるべし●第卅四條　會員中若し本會の障碍となるべき所爲ある者又は屢く會費を督促するも納付せざる者あるときは會長評議會の決議を經て除名し若しくは廣告することあるべし

東京市麹町區富士見町二丁目卅二番地　私立大日本婦人衛生會



學校衛生に就て

醫學士　石原喜久太郎

この講演は昨年石原學士が歐洲留學を終へて歸朝された後「學校衛生の發展に關する卑見」と題して國家醫學會に於て講演されたものの大要でありますが、これは健全なる次代の國民を造るに最も緊要の事柄で、是非讀者諸姉にも一讀を煩はし度と思ひましたので、少しく遲れましたが、今回特に茲に掲載することゝ致しました。（編　者）

私が昨年の春留學を終へて歸朝致しました際、文部省に於ては私が學校衛生方面の取調べを致しましたことの大要を報告するために文部省修文館でその報告會を、お開き被下ましたから、私は歐羅巴に於て取調べました學校衛生の現狀を述べ、その終りに私の意見として次の事を申し述べたのであります。

「學校衛生は獨逸が最もよく發達して居り又最も能く骨を折つて居る、獨逸がこのやうに學校衛生に盡力し、健康なる第二の國民を造るといふことは學校衛生の目的であり理想であつて、その理想を現に實際に顯はしつつあるのである、現在獨逸の學校衛生家の唱ふる所に據ると、この獨逸の學校衛生の近時發達した動機といふものは、今から二十五年前即ち千八百九十年の十二月に伯林に於きまして獨逸の高等學校問題に關する一つの諮詢會議が開催になりました、その際に今の獨逸皇帝ウイルヘルム第二世が其處に御臨席になつて：：：

『合理的體操ノ他ニ尚ホ學校衛生上何物カヲ要スベキカ、朕ハ吾ガ兵士ニ求ム、吾人ハ強健ナル次代國民ヲ得ント欲ス』

と云ふことを述べられたのであつた、これが獨逸の近時の學校衛生の發達の刺戟となり動機となつ

たのであると、此事は伯林大學の衛生學敎室の學校衛生學者プロフエッソルフイカーと云ふ人が『學校衛生の進步』と題する本に書いてあるのでございます、私は此人と度々逢つて色々話したことがございます。

それで我々日本人は斯う云ふ獨逸のやうな國民と始終競爭しなければならぬのである、若し日本の學校衛生が現在の通りで居つたならば、卽ち進步發達しないでゐるならば日本の健康なる次代國民を造ると云ふことはどうなるであらうか、此儘であるならば今から十五年なり二十年なり後に至らば僅かに惡い結果が現はれて我々の競爭の目的物たるこの獨逸國民との健康差等と云ふものが隨分著大になつて來るではなからうかと心配するのであります。

斯様に文部省の報告會席上で申上げましたのでございます、其後御承知の通り思ひ懸けなくも歐羅巴の大戰亂になりまして獨逸國民は四方に世界の强敵を控へて獅子奮迅の勢ひで戰爭をして居るのであります、此戰爭の勝敗結果如何は兎も角も是また獨逸の國民が熱心に自己の健康自己の强健增進と云ふ事に注意をし勉强して來たと云ふことは事實疑ひないのであつて此注意と勉强とが今日歐羅巴の戰爭上獨逸軍隊の勇氣と體力に發現してゐると云ふことを推定するのも過りでないだらうと思ひまする、獨逸國民が二十年來小兒の健康保護と學校衛生とに盡力をし來たつて居ると云ふことは今日の歐洲の戰場の獨逸軍隊の强勇と云ふことに深く關係がある、因果の關係があると思ふのでございます。

我々日本國民は强い國民であらうと私も思ふのでございます、が併し、日本の學校衛生と云ふものは未だ不充分である、現在の學校衛生の模樣では强健なる次代の國民を造ると云ふ理想を實現する丈の狀態には達してゐないと信ずるのでございます、達してゐないと信ずるのみならず充分に奮發して行なければならぬ必要が迫て居らうと信ずるのであります。

私は此學校衛生と云ふものは國民衛生、國民健康保護の基礎とすべきものである、第二の健康國民を造るにはどうしても學校衛生と云ふことが先に立つて其任に當るべきものである、又學校衛生は其目的を達するに最も都合の宜い便宜を得て居ると云ふことを申し上げたいのであります。

我が文部省の最新の統計即ち第三十九年度の統計報告を見ますると云ふと明治四十四年度の學齡兒童と云ふものは四月一日の現在に於て滿六歳以上の者は七百三十何萬と云ふ數である、又此學齡兒童の內で現在四月一日には滿六歳に達して居らぬけれども次の年度までに滿六歳以上に達して學校に就學すべき者は一百十萬何がしと云ふ數であるから此學齡兒童たる者は合計八百四十何萬と云ふものになるのであります、此內で又尋常小學校に在學する者が五百六十何萬なにがしと云ふ數である、又此年度の尋常小學校を修了したる者は一百五十何萬なにがしと云ふ數に達して居るのであります要するに學校に居る者が每年七百二十萬前後と云ふのであつて之が絕へず小學校丈に居るのであります、此上に矢張り學校衛生の目的物である所の心神の發育時期にある者即ち中等學校に在學して居る者即ち師範學校中學校高等女學校と云ふやうな種類の學校に在學する者合計十七萬を加へますると學校衛生の目的物と云ふものは少なからぬ數に達するのであります、之れを國民の數から申しましても約六分の一と云ふものは直接學校衛生の支配下に居るもので斯う云ふ風に多數の而も此健康保護上注意しなければならぬ發育時期にある所の小國民がある、それに對して我々は約八千名の學校醫と云ふものを有つて居るのであります、御承知の通り小學の教育は義務強制的のものであるが故に虛弱なる兒童と雖、軍隊に於ける徵兵檢査のやうに一々一定の標準を以て檢査の上拒絕することは出來ないのである、又工場に於ける如き職工を選定するやうな方法は義務強制教育を施すべき兒童に採用することは其の目的に反するのであります、國

民として苟も不具廢疾でない限りは必らず一度は小學校と云ふ關門を通ふらなければならぬのであります、此關門に於て健康の保護を適當に且つ有利に講ずると云ふことは國民のために非常に有益なことでありまして學校醫の設置の目的と云ふものは此所にあるのであります、若し學校衞生が學校に於て充分に行はれ得るならば其結果は卽ち又一人り一人りの兒童の健康を良好ならしむるのである。

小國民時代に於て其健康保護が能く行はれると云ふ事、換言すれば學校衞生が能く行はれると云ふ事は將來の國民に對して國家の衞生政策と云ふものを行ふ上に於て大變な利益のあるものであります此點は今日の學校衞生家が聲を强くして唱えて居る所であります、と申すのは此學校衞生が若し學校に於て適切に實行せられ兒童の目前に於て經驗せらるゝことが出來るならば其兒童と云ふものは後に成人して國民になつた場合に至つて暗々裡に此衞生行政或は衞生法の行はれて行くと云ふことを容易ならしむる素地を其學校時代に於て享けて居るからであるのであります、學校衞生家が國家衞生の爲に此點に著目せし理由は充分根據ありと信じます、斯う云ふ次第でありますからして此關門で充分適切に學校衞生をやつて行くと云ふことは國家の衞生上大變便利でありまして學校衞生を國民衞生の基礎であると主張するのは强ち我が田に水を引くのではなくして相當の理由があると思ふのであります。

我が日本の學校衞生の狀態を考へて見まするど云ふと其**發達の歷史**と云ふものを此所に特に反復致しませぬけれども明治二十四年に三島博士が文部省の囑託を受けて學校衞生の調査を始められたので、明治二十九年には學校衞生顧問會議と云ふものが設けられて三十三年に文部省に學校衞生課と云ふものを設けられて三島博士が其課長であつた、又學校衞生上種々の規定、法規と云ふものが其頃からして續々出ました例へば公立學校に學校醫設置の勅令の出ましたのは三十一年一月それから又學校醫の職務規程

が省令として發布になりましたのも矢張り同年二月であります、又學校醫の資格に關する規定が省令として矢張り同年同月に出ました、其ほか又此學校衞生上必要である所の學生生徒及幼兒の身體檢査規程が明治三十三年三月に設けられたのであります、其外師範學校の生徒の病類別とか、或は學校の清潔法、或は學校幼稚園傳染病豫防及び消毒方法又學校に於ける衞生に關する設備の準則の省令と云ふやうなものが續々發布になつたのであります、此學校衞生課は行政整理の爲に三十六年に廢止せられ學校衞生顧問會議と云ふものは三十八年に閉會になつたのであります、ところが其法規と云ふものは其後多少の改正はありましたけれども今日に至るも尙ほ現存して居るのであります。

此學校衞生の法規の中で最も重要なるものは學校醫設置の勅令とそれから學校醫の職務規程でありますモー一ツ必要なのは身體檢査規程であるのであります、併し學校衞生の實際の效力を擧げるのに必要なるものは職務規程とそれから身體檢査規程の二ツであるから、之れが學校衞生を運轉する所の根本精神の籠つたものでなければならぬのであります、此根本の規程が發布になりまして今日まで既に凡そ十五年乃至十七年の歳月を經過したのであります、我が學校衞生の實績はどう云ふ風になつて居る、學校衞生の實績が揚つて居るや否や私の見たる所では國內には學校衞生に熱心なる自治團體がある、又學校衞生に熱心で自己の興味を以て獻身的に從事をして居る學校醫も決して無いことはないが併し一般日本全國として言ふとどうであるかと云ふに私は恐らくは日本全國としての學校衞生の實效は擧つて居らぬ、實際の學校衞生の效果と云ふものは認られて居らない、斯う申し上げたいのであります、それで早や判りするために――今當會場でお見受け申す所お子サンがありそうな御年配の方は少ないやうに思はれますから私の質問が少し的が反れるかも知りませぬ――諸君の子弟は學校に於て果してどれ丈學校衞生の效

益を受けて居られるかを御尋ねし度いのです一寸例を以て言ふと若し諸君の子弟が腺病性の生徒であつた場合は學校はそれに對してどう云ふ注意をして呉れるか學校は此兒童は家庭に於て斯う云ふ注意をすれば此體質と云ふものを改良して行くことが出來るものである、健康にして行く途があるものであると云ふ面倒を見て呉れて居るかどうか、弱い兒童が學校衛生のために漸次健康になつて強壯になつて來たかどうかと云ふことを諸君に質問したならば學校衛生の實效が擧つて居るか否やと云ふことを簡單明瞭に答辯することが出來ると思ふのであります、其外之れは一ッの例でありますけれども此兒童に執つては例之ば傳染病であつても「ペスト」虎列拉のやうに劇烈なるものは別でありますが少し輕少のやうに見えて却つて兒童の將來に害の大きい傳染病の豫防即ち麻疹の如きも學校では非常に大切のものであるけれども充分に注意をして居ない、それで麻疹のやうなものは誰でも罹つても宜い罹つても構はない、麻疹の豫防は學校で其必要はないかの如く言つて居るものは隨分あると思ふのであります、一ト口に申しますれば我々並に諸君達の子弟と云ふものは學校に於て智德の教育に於ては後日國民として必要なるだけの效益は受けて居るが併し之れと同樣に我々の子弟は健康上の養成を學校で受くべきは當然である、是がどうなつて居るか、恐らくは智德の教育に比すれば大に閑却されて居るだらう、假令少數の熱心なる學校醫が自分で獻身的誠心誠意を以てやつて居ても之は除外例で、是等を除いては何樣も私の質問した點に滿足なる御答はあるまいと思ひます、世間の云ふことを聞きまするど今日の學校衛生と云ふものは身體檢查と「トラホーム」の豫防である、之れが主な學校衛生の事業であるかのやうに思つて居るのは實に遺憾の次第であります、「トラホーム」が國民病となつて國民間に蔓延して居ると云ふことは事實である、隨つて學校に於て「トラホーム」に侵されて居る兒童が多數あることは疑ひありませぬが、それ許り

でなしにもつと害毒のある傳染病に對する豫防が學校に於て行はれて居ないのであります、此身體檢査を世間の多くの人は體格檢査と言つて居るのでありますが、此身體檢査の目的と云ふものは世人が了解して居る如く決して兒童の身體の發育即ち身長胸圍體重と云ふやうな事を見るのが主なる目的でないのであります、大切なる事は此兒童が健康であるかどうであるかを檢するの點であります、虚弱であるか、疾病を有つて居るか授業を受けて差支へないかと云ふことを見るのが身體檢査の重なる目的であるのであります、そこで、其結果兩親若くは保護者に對して、若し兒童に健康を障碍するやうな疾患を發見したならばそれを能く敎へまして善後策を講じて行く、其善後策に就きましては、兒童は常に學校に在學するのでありますから隨つて學校に於ても其善後策の監督と云ふものを繼續的にやつて行く必要が起るのであります、世の人は身長、胸圍、體重を直接各兒童の健康如何の標準でもあるかの如く考へて居る人が多いのであります、實際此身長、胸圍、體重などの關係で容易に健康の測定の標準となるものではないのであります、それで學校で學校衛生上實際役に立つものは此身長、胸圍、體重ではないのであります、小供が果して無病健全であるかどうか病氣もしない氣候の變り目に風も引かない、飯も宜く食べる、勉强も出來る、運動も能く出來る、根本發育の障碍を來すやうな疾患がない、頭の發達も宜いと云ふやうな事項を見るのが學校衛生上目前必要なものであります、之れに反して身體檢査の結果身長、胸圍、體重檢査の成績が宜いと言つたところで實際に於て其小供が度々病氣をする、或は其の體質と云ふものが現在時々病氣を發するやうなものであるとか或は將來身體の發育障碍を與ふるやうな狀態であると云ふことであつたならばどう致しましようか、そこで今後はどうか能く骨を折つて效果の少ないものは避けて成るべく效果の擧るやうなことを我我はやつて行かなければならぬと思ふのであります

翻て學校衛生に最も能く力を賭して居りまする獨逸國を見まするに身體檢査としましては身長、胸圍體重には重きを置いていないのであります、身體檢査の際に重きを置く事は現在の健康狀態である、其詳しい事、どう云ふ風にやつて居ると云ふことは私は其一部分を昨年十月發行の日本衛生學會雜誌に載せて置きましたからして此所には申し上げませぬが學校衛生は決して世人の謂ふ如き「トラホーム」の豫防と身體檢査とが主な仕事でないのであります。

私は之れから極く簡單に今後是非學校衛生の效果を擧げて行くためには是非行つてゆかなければならぬと思ふことを四五ケ條申し上げたいと思ふのであります。

今回文部省に於きましては初めて全國の學校醫の講習會を開催することとなりまして各府縣からして百十名の學校醫小學校が主でありましたが其ほか師範學校中學校及高等女學校の學校醫を召集されて醫科大學、高等師範學校、內務省衛生局、內閣統計局等の諸官に講師を依頼されて十一月の二日から二十一日まで三週間醫科大學內に於て學校衛生の講習會を行はれましたのであります、私も其講師の一人として又其事務をも擔當致しましたために多年國內で學校衛生の實際上の經驗のある學校醫諸君に會ひまして種々意見を尋ね或は卑見も述べたのであります、

私は素より研究室に育つた人間であつて世間見ずでありまするが併し此學校衛生上に就きまして私が內外で調べまして又能々考へまして斯うしなければならぬと考へましたことと多年の苦心をして實地學校醫の經驗を積んだ此學校醫の方の意見と根本に於て多くの一致した點のある事を發見したので、それで此所で諸君に此事に就いてお話し申し上げる勇氣が一層出たのであります、それではどうやつて行けば宜からうと云ふことに就ても素より緩急輕重を計らぬければならないし又現在社會の狀態がさう理想通りに行くものでないのでありますからしてそれ等の點も考へて行かなければならぬと思ふのでありま

すが先づ**第一に學校に於きましては兒童生徒の健康保護上に共通的のものと其から各個人的のものとの二つの區別**を立てゝやつてゆかなければならぬと考ふるのである、此の個人的のものと云ふのは詰り各自の一人り一人りの兒童の健康を宜くして行かうとするのであります、此點を今後段々力を入れて行かなければ日本の學校衛生と云ふものは進歩しないさうしなければ學校衛生今日學校衛生家の唱ふる學校に於ける健康保護は完全に行はれないと斯う思ふのであります、無論日本に於ても個人的方面にも力を入れて居る學校醫がある、それは印刷物や何かで私も能く見て承知致しましたけれども一般にはどうもさうでない又さうすることは中々面倒なこともあるのであります、若し此個人的方面に力を入れることが出來ましたならば先刻諸君に質問申上げたやうな諸君及び吾々の子弟の各自が健康の保護をせられると云ふ答が滿足に出て來るであらう、諸君及び私共の子弟が學校に往つて慥かに健康を宜くして貰ふと云ふことになるだらうと思ふのでございます、共通的方面のことゝ云ふのは例へば此學校の建物の衛生、校地の選定、校舍の配置、校舍の向であるとか或は教室の大いさ天井の高さ或は窓の大さであるとか採光法、換氣法、暖室法、或は又傳染病の豫防と云ふやうに私は之れを一般共通的の方面の學校衛生の事業と申し上げるのであります、之れは甲乙の區別なく平等に總ての兒童の健康を保護するのであります、個人的の方面に於ては我々の子弟には各々體質上の遺傳關係と云ふものが違つて居る、又學校に這入るまでの生活狀態と云ふものが違ふのであります、言ひ換れば其兒童の保護者の社會上の地位生活と云ふことが違ふからして其影響が必らず兒童に顯はれて居るのである、又學校に這入つて後に於きましても斯う云ふ體を有つて居るのでありまして學校内に於ても皆が皆まで同じやうな體質ではない、必らず一長一短あるに相違ないであるからして斯う云ふ個

人の體の性質と云ふものには餘程注意をして應病與藥と云ッたやうな風に兒童それ〴〵の健康保護上の取扱に區別的に力を入れて行かなければならぬ、疾病があれば其疾病に對して色々の善後策があるのであります兎に角斯う云ふ個人的の方面に力を入れると云ふことは此日本現在及將來の學校衞生上最も大切の點であらうと思ふのであります、共通的の方面に於ても今まで完全にやつて居つたかと云ふにさうでもない、尙ほ不完全の點もあつたやうに思ひますからして此共通の方面に對しても無論今後警戒の手を弛めると云ふことは出來ませぬのでありますが同時に個人の關係に力を入れなければならぬ、それに就きましては又學校醫換言すれば日本の醫師の養成方法が色々進つて居るのでございまして夫等が此共通的方面の學校衞生事業を行ッて行くに影響して居ると考へますから一概には申されませぬが此個人的の方面の仕事でありますると云ふと苟も開業醫である以上は決して六ケしい仕事ではない病氣の診斷がつけば治療の方法がある、又それに對する必要な善後策を保護者に向つて指定することも出來る醫者ならば誰でも出來る事項でありまするからして決して六ケしいことのないのであります、なぜ斯う云ふ風に日本では是れまで共通方面の事に主に力を入れて居つたであらうかと申しますると云ふと、此日本の學校衞生上重要な『學校醫職務規程』を見ますると第一條は本令に規程あるもの丶外地方長官の命を受けて執務すべきことを規定し、第二條には學校醫は每月少くとも一回學校を視察すること等、それから第三條といふものが主なるものでありますが、此第三條を見まするといふと「學校醫ハ學校視察ノ際ニ第一ニ換氣ノ良否、第二ニ採光ノ適否、第三ニ机、腰掛ノ適否、第四ニ前列ノ最後列ノ机ト黑板トノ距離、第五ニ煖爐ノ有無及煖爐ト最近生徒トノ距離、第六ニ室內ノ濕度、第七ニ圖書掛圖黑板ノ衞生上ノ適否、第八學校淸潔方法實行ノ情況、第九飮料水ノ適否、第十ニ其他衞生上ニ必要ナル事項」

斯ういふことが規定してある、第四條に學校視察の際疾病に罹れる兒童を發見したる時は其病症に依り缺課休業又は療治を爲さしむることを學校長に申告せしむることゝある、此第三條と四條は學校衛生上非常に重きものと認めなければならぬのであります、だが併し斯く規定を一見致しますると云ふと重なるものは先刻申上げた共通的の方面に力を入れてあると思ふのであります、それで之れは建物のやうな物は一度建て仕舞ひますると云ふと中々改善改築と云ふことは容易でないのである或は換氣の良否を見ると云つても器械藥品を使はなければならぬ、又それには時間もかゝる、急がはしい醫者には中々六ケしい場合が多い、之れに反して學校視察の際に生徒の疾病に罹つて居るか居ないかと云ふことを見てそれからそれを校長に申告すると云ふやうなことは一人りの兒童に就て僅かな時間で出來る仕事である、醫者としては甚だ容易な仕事である、唯面倒と言へば面倒の仕事でありますが併し學校全體の兒童の視察の際に皆が病氣して居るのでなくて其內の少數の兒童であらうと思ひまするからして其事はさう難義のものでなからうと思ひます、診斷をして適當な善後策の指定をすれば宜いと云ふもので決して豪い困難な事業でないと思ひます、第四條の規定は之れ丈であるが、苟も我々學校衛生に關係ある者は此意味を以て充分に活動すれば出來ないことでないのでありますけれども併し今日の學校衛生の大切なる個條としては之れでは足らぬのであります、それで今私は茲に之れに對照としまして獨逸國のヰースバーデン市——と云ふのは獨逸全國の學校衛生の手本になつて居るので、此市に於きまする遣口が獨逸の學校衛生の模範となつて主に之れに倣つて居りますから之れを一ケ條丈讀めばどう云ふものであるかと云ふことはお判りであらうと思ひます、——の市立國民學校及中等學校學校醫職務規程の第一條丈を讀みます。先づ學校醫の任務の定義があります。

學校醫ノ任務ハ自己ノ擔當スル兒童生徒ノ健康狀

態ヲ監視シ且ツ學校ノ教室及設備ノ醫師的檢査ニ協力スルニ在リ

學校醫ハ新タニ就學セル兒童ガ繼續的ニ醫師ノ監視若クハ學科授業中特別ナル顧慮ヲ要スベキ者タルヤ否ヲ確定スル爲ニ其體質及健康狀態ヲ精密ニ檢査スルコトヲ要ス、學科授業上ノ顧慮トハ或ル種ノ科目ノ授業免除假令バ體操及唱歌ノ如シ若クハ授業ノ制限視力又ハ聽力障碍ノ爲ニ特別座席ノ證明等ノ如キ是レナリ

右ノ外學校暦年ノ初メノ六乃至八週間內ニ施行セラル丶精密ナル檢査ニアリテハ新タニ就學セル兒童ハ既ニ第一週間ニ醫師ノ外的檢査(望診)ニ依ツテ傳染病及寄生性小蟲ノ檢斷ト竝ニ授業ニ堪ヘザル兒童(低能兒)タルコトヲ證明スルヲ要ス、檢査セシ總テノ兒童ノ狀態ハ當人ノ身體ニ全在學期間ヲ通ジ之レニ伴ヘル「健康證」ニ記入スルヲ要ス、若シ一兒童ノ健康狀態ガ醫師ノ監視ヲ要スベキ者ナル時ハ其健康證ノ第一頁ノ右上部ニ於テ「醫師ノ監視ナル文字ヲ記載スベシ「總體質欄」ニハ就學檢査ニ際シ各兒童ニ對シ其體質ニ從ヒ一々「良、中等、不良」ノ記入ヲ爲スベシ。

體質不良ト記入セラレタル兒童ハ後ニ學校醫ガ改メテ其健康證ニ最早其必要ヲ認メズト記錄スルニ至ルマデハ常ニ「醫師ノ監視ノ下」ニ處置セラルベキモノトス、良トスベキモノハ完全無缺ノ健康狀態ヲ有スル者ニ限リ、又不良トスベキ者ハ著明ナル疾病素質又ハ慢性疾患ヲ有スル者ノミヲ選ムベシ。

他ノ欄ハ唯必要ナル場合ニ限リ記入スルヲ要ス、卽チ就學檢査ノ際又ハ後ノ學年ノ經過中ニ起リシ罹病ノ場合是レナリ。

體重、身長、胸圍ハ一年一回六月ノ後半ニ於テ學級擔當敎員之レヲ施行シ當該欄ニ之レヲ記錄ス此際簡略ニ一「センチメートル」以下、四分ノ一「キログラム」ハ切リ捨テ計算ス、「醫師ノ監視ノ下」ニ在ル兒童ハ更ニ十二月ノ前半ニ於テ尙ホ一回體

重ト身長トヲ測ルベシ、胸圍測定ハ唯「肺疾ノ疑」ヒアル者及「不良」トセラレタル兒童ニ限リ醫師之レヲ行フ。

此第一條がキースパーデンの學校醫職務規程の精神でありまして之れを御覧になりまするさ云ふさ凡そどう云ふ目的で學校衛生をやつて居るかと云ふことはお判りであらうと思ひます。

斯う云ふ風に學校衛生上には個人の健康狀態に注意することを重要とせなければならぬと考へますそれから又私が申上げ度いのは。

第二に兒童の健康狀態を檢査致しまして健康上に缺點のあると云ふことを發見した場合には能く其意義の輕重の區別して善後策を講じなければならぬと思ひます、之れが未だ從來充分に行はれて居なかつたと思ふのでありますそれで傳染病のことは次に申上げますが兒童を檢査致しまして現在一寸見た所ではそれ程健康を害して居なくてもそれを能く氣をつけて措置し致しませぬと繼續的の害が出て來まして將來精神身體の發育を害し健康を害する疾病がある、此の種類を此所に一々具體的に申しませぬが此醫科の各專門學校の方から區別して算へて行きますと云ふと能く判ることでありまして此間の文部省の學校衛生講習會に於きまして或は耳鼻咽喉科の岡田先生にお願をし或は皮膚科の土肥先生にお願をし或は整形外科の田代先生にお願して、さう云ふ意義のある疾病のことを御講演を願つた次第でありまして此所で一々私は具體的に申しませぬ兎に角斯う云ふ害の多い放つて置けない兒童健康の大體上から打算して放つて置けないことがある、而も見免されて居ることが澤山あるので、さう云ふものを充分やつて行くと云ふことは今後の學校衛生の發達に必要であると思ひます。

第三と致しまして健康なる兒童即ち普通の兒童を同じ場所で同じやうに教育することが出來ない兒童がある、それを混合教育すると云ふことは學校衛生の發達を阻害する、學校衛生が充分やつて行けないと

云ふ一の根本的の考を確信しておかねばならぬと申すのです、此低能兒問題は學校醫が埒を付けなければならぬ事である、それでぬ單に教育者側の問題或は單に社會方面の問題のみならず學校衛生の學校醫が低能兒問題に力を盡さなければならぬ問題であつて、此低能兒は普通の學級から區別して補助學校或は特別の低能兒の學校卽ち所謂補助學校と云ふものに送つて教養すると云ふことは國家の大利益である、それで私の見ました所では獨逸に於きましては公立の低能兒學級と云ふものの出來たのはサクセン王國のドレスデン市が初めであつて千八百六十七年のことである、私はそれを初めて參觀して非常に感動したのでございます、昨年千九百十二年の統計に依ると獨逸では三百五の自治團體に千六百七十の學級、三萬四千三百名の兒童を收容して居る、獨逸全國に於ては八百名の人口に一名の低能兒、百名の學童中に一名の割合になつて居る獨逸國に於ける此補助學校の發達と好成績とに倣ふて英國、嗹馬、白耳義、和蘭、瑞西、墺太利、匈牙利等の諸國はさう云ふ設備をして居る『學校醫の補助學校に於ける仕事』と云ふものは學校衛生の一ツの題目になつて居ることは御承知の方もあらうと思ひます、我邦の低能兒教育に於きましては前年來乙竹東京高等師範學校教授が教育者の側からして熱心に唱道せられて居りますけれども學校衛生の側から之れを唱ふる者のないのは嘆ずべきことであつて今回文部省の學校衛生講習會に於ては三宅教授に御依賴致して其講義を願つたのでありますからして今後の學校衛生には低能兒問題と云ふことが隨分起つて來るのであらうと思ふので、三宅君の御話によると日本でもやはり學童中の一%位に低能兒があると云ふことです。

又低能兒のみならず林間學校に送るべき兒童、斯う云ふものも普通の兒童と共に教育すると云ふことは不利益である、それで林間學校の事に就きましては本年の二月本會に於きまして『小學校の結核豫防』と云ふことで林間學校の事を委細申上げて置きまし

たから茲に反復致しませぬが、輕症なる結核或は腺病質或は心臟疾患、貧血、神經病と云ふやうな兒童は林間學校の組織がありまするど云ふと其所に送れば大變に成績が宜い、此學校は千九百四年にシャロッテンブルク市に初めて起つたのでありますけれども今では獨逸全國に擴つて二十七ケ所もある、林間學校が設けられ各國にも補助學校と同じやうに林間學校も經營せられて來た、そして林間學校に送るべき學童の數は百名の學童に就き一名の割合であると申します補助學校及林間學校は大都會に於ては設立せねばならぬものである斯う云ふ兒童は普通の兒童と同じく授業の出來ないもので一所に授業すると云ふことは大いに宜くないと云ふことを考へて、斯う云ふ社會上敎育上健康上必要な設備の出來るやうにさう云ふ機運を促して行かなければならぬと思ひます、尙ほ此の學校衛生上必要なるものは總て繼續と云ふとであつて尋常一年からして六年を卒業するまで此學校衛生が繼續して行く、即ち各個人各兒童に對して學校醫の監督、衛生上の監督と云ふものはズッと續いて行はれなければならぬ、此前の健康狀態はかうであつたが今度のはどうなつたと云ふ風に引續いて注意せられねばならぬ、日本でも斯う云ふことは特殊の熱心な學校醫がやつて居るでありませうが獨逸各地の學校には此通り「健康證」と云ふものがあつてさうして入學以來の體質の變動、疾病其他の事が判つて詰り日本の學校の通知簿の學科成績と同じやうに兒童の健康狀態が繼續的に見得らるるやうな工夫をしなければ學校衛生の實際の效果は揚らないからして繼續的衛生監督と云ふ一つの考と方法とを確立し施行しなければならぬと思ひます。

第四に學校傳染病の豫防であります、世間でもさうでありますが兎角此「ペスト」、虎列拉のやうな劇烈なもの丈を恐れて其外の、實際に、注意しなければならぬ病氣を放擲致すのであります、學校に於ても矢張りさうでありまして兒童の健康上に大害があつて而も其兒童が罹る數も少なくない種類の病氣がある

さうして而も豫防上に手薄なことがある、例へば痲疹のやうなものは世間ではドンな兒童でも罹つて差支へないかの如く考へて居るが決してさう云ふものではない、此痲疹と云ふものは獨逸の學校に於ては充分に力を入れて防禦しなければならぬことになつて居るのであります、學校衞生上さう云ふ風になつて居るのである、それで此痲疹に罹る結果有害なる合併症や後發病を發して其爲めに兒童の健康が侵されると云ふことは甚だ多大なものである、却つて事實上學校に於ける傳染病としては虎列拉、「ペスト」より害が多い、それから又幼稚園などで百日咳がある、之れも豫防の出來ることであるが、此豫防も實際に手薄である、之れに罹つても兒童の健康を害し又合併症や後發病の爲に兒童が侵されることも多大である結核に罹るとか色々の害がある、それを世人が放擲して居ると云ふことは學校衞生上大變に遺憾なことである、それから又猩紅熱、實布垤里の如きものは隨分學校にあることがあります、之れも充分に豫防して行かなければならぬ、又豫防し得るやうに方法を盡せば豫防が出來るのであります、かう云ふ風な學校衞生上の意義重大な傳染病を雲煙過眼してさうして其稀にある病氣の方に餘計な注意を加へると云ふことは間違であらうかと思もます、それで結核豫防の事も矢張りさうでありまして豫防法策を行つて行けば文明先進國の經驗に依つて必らず日本でも其效を奏するだらうと思ひますからして學校に於てもさう云ふことは漸次やつて行かなければならぬ、要するに學校に於ける傳染病豫防の實效を奏するには斯う云ふ緩急輕重を計ると同時に一般傳染病に於けると同じく早く診斷をして早く隔離の方針を立てる、又癒つても學校に來る手續に付て充分に遺憾のない方法を執る、それから又家族の傳染病と學校に通ふ兒童の間の關係と云ふやうなことを八釜しく言つた所が出來るものでないと言ふ人もありますがそんな事を言つたら如何なる事も出來ませぬからして、それを出來るやうにしなければならぬと思

ひます、又歐羅巴に於てはそれ等を實行して豫防を十分に行渡らしてゐる所がある。

此以上の四ッと云ふもの、即ち(一)個人的に一人り一人りの健康を宜くして行くと云ふ考へと。(二)それから兒童の病氣の輕く見えても實際に害が多い疾病分類を十分にやつて行くことゝそれから。(三)又此健康兒童と共に授業の出來ないやうな者、之れは唯單に低能兒とそれから林間學校に於ける兒童丈を例に申しましたけれども又さう云ふ材料は色々ございますが、さう云ふ考へ。(四)傳染病の豫防と云ふことに合理に適切に力を入れると云ふことは今後の日本の學校衛生の上に非常な大切な事であらうと思ふのであります、之れをやつて行けば實際に學校衛生の效果が擧り、實行するに大した困難もないであらうと思ふのであります、假令ば補助學校と稱する學校は無いけれども補助學級の前例がある、林間學校の如きも東京市の學校には貧民學校、特殊學校もあるので、林間學校を起すと云ふやうなこともモー一歩進めば其所に達する時勢ではないかと思ひます

此外に色々必要な事があるのであります、其二三をお話致しませう。

第五には都市の學校衛生に十分に力を入れる、近年都會は人口の增加又工業の發達、交通頻繁と云ふやうな結果、住民の健康上の危險が段々迫つて其結果各種の衛生工事の必要が起つて來る、都會の衛生は此際有識の人々の注意を拂はなければならぬことゝ思ふのでございます、以前人口が左程多くなかつた時には地面も澤山得られるし學校に於て兒童の遊戯體操にも十分の面積を得ることも出來たのでありますが漸次に學級の增加に伴ひまして一つの學級に多くの兒童を規則で許す丈詰める、之れまで二階建で宜かつたのが次には三階建に仕なければならぬ、電車が前を通つて八釜しくて聞えぬ、物を聞くに一層精神を費さなければならぬと云ふことは段々起つて來るのであります、傳染病の豫防に就きましても元と違つて益々困難を感ずると思ふのであります、で

ありまするからして今まで日本の學校の狀態に依つて見まするど云ふと學校に學校醫を置くと云ふこととになつて居りますが今後は大都會のやうな所で、學校に學校醫を置くと云ふ法文の精神以外に大都會にはどうせ多數の學校醫が居るのでありますからして此學校醫がお互に協同して事業を擧げる爲には大都會には老練なる熱心なる人を擧げて學校醫長と云ふやうな者を設くるの必要があらうと思ふのであります、專任にして開業を禁じて專心に學校衞生事業に從事すると云ふことをやらせましたならば都會の學校衞生は獨逸の諸都市に於て學校醫長を設けて學校醫の學校衞生事業を統轄して居るやうに行くでないかと思ふのであります。

第六に學校醫自身の事でありますが、學校衞生の運轉の中心は學校醫でございますからして學校醫自身は自分は學校衞生の中心點であると云ふ自信が必要である、第二の强健なる國民を造る任務は自分の雙肩に懸つて居ると云ふ精神が必要である、誇言でも何でもない本當にさうである、國民健康の基礎は自分達の任務であると云ふ思想を學校醫が有たなければならぬ、さうでなければ學校衞生の基礎はアヤフヤで達することが出來ませぬ、學校と家庭との間に立つて兒童保護を執らなければならぬ、日本に於ては之れが一般に缺けて居る、學校と家庭の間には行狀とか學科成績上の連絡は行はれて居るが健康上の聯絡は一般に、或る除外例の外は決して行はれて居ない、固より學校醫の方で幾ら注意しても聞かぬ家庭が澤山ある、けれども其敎方は方法に依るので仕上げが流々でありますからして決して腹を立つては出來ない、偏に學校醫の忍耐力に期待しまして家庭に對し單に其一人の兒童の健康を宜くすると云ふ丈の必要でなく家庭を敎育して行くと云ふ必要上から此聯絡を勤むる、之れは獨逸の衞生敎育家が唱へて居る所である、學校と家庭と同時に改良して行く、此所に一つシャルロッテンブルクの學校衞生に關する通知書がありますが、先づ此やうに家庭に了解さ

れると云ふことは良い手本であると思ひます、通知書には色々書式がありまして丁度區役所の納税通知書のやうに一つはこつちに殘つて一つは向ふに行く其間が切れるやうになつて居る其れに姓名年齡等色色書き入れてあつて通知の本文に『貴方のお兒さんは口で呼吸をしてお出になるが健康なる人間は鼻で呼吸するものであつて鼻で呼吸をするものは口を閉ぢて居るものである、若し或る兒供が常に口を開いて呼吸をして居ると云ふ場合にはそれは斯う云ふ事の證據である、扁桃腺の肥大か或は鼻孔若くは鼻咽腔に於ける「ポリープ」又は腺の增殖の證據である、斯う云ふ兒供は主に晩に眠つて居る際に强い鼾をかくのである、又斯う云ふ兒供は耳が能く聞えないことが多い、又能く耳垂れを煩ふものである、又其身體及び精神の發育と云ふものは此病氣のために隨分將來に於て障碍されるものである、それで貴方のお兒様の學校に於ける利益の爲に又貴方のお兒様が後日職業にお就きになる利益の爲にどうか貴方のお兒さんを直ぐに醫者の所にお送りになる必要がある、其醫者と云ふのは耳鼻咽喉の專門の醫者に送つて頂きたい、さうして檢査をして貰つて療治されるやうに願ひたい、』とある、そうして耳鼻咽喉專門醫がそれに對して診斷して治療をしますると云ふと之れを學校醫の方に通知をするやうに旨く出來て居るのでありますが、斯う云ふ通知と云ふものは何時でも效力あるものでないけれども魂强くやつて行く場合には必らず效果があります、もつと鄭重にやつてゐる都會になりまする と云ふと若し家庭に於てさう云ふことを聞きませぬと學校醫が其家庭にまで臨場して口頭で保護者に說明をする、無論それは中以上の家庭にはさう云ふ必要はありませぬけれども貧乏人の保護者に對してはさう云ふことまでやつて居るのでございます、それで强ち學校醫の報酬が餘計だから仕事が出來ると云ふのではない、割合に僅かな報酬でもやつて居るのであります、日本の學校醫の手當は無論法外に少いのですが、それでも無駄骨を折

らずに效の多い必要な仕事を選んで秩序正しく執務すれば時間が少くて效が擧る遣口があるのです。又最も必要なのは保護者の會に學校醫が出張して行く、之れは日本でも從來行はれて居りますけれどもどうもそれ程成績が擧つて居らぬ、何か遣口を變へて保護者の會に學校醫が出席して良い材料を選んで保護者に對し先刻申し上げた共通的方面なり個人的方面なその材料を以て出掛けて説明をしたならば保護者も專心自分の子弟の衛生を重ずるやうにならうと思ひます。

第七に學校醫の待遇ですが、學校醫の事業が認められて來ましたから待遇も宜くならうと思ひまするが同時に今日の學校醫に對する社會の待遇と云ふものは甚だ不十分でないかと私は思ふのであります、十分に學校醫に責任を持たせ權威を持たせ、さうして其事業を擧げさせる爲に學校醫の有形のみならず無形の待遇を宜くして行くと云ふことは學校衛生の發達上必要であると思ふのであります。

第八に學校醫と教員及び自治團體の連絡を宜くして行くと云ふことは學校衛生上必要である、兎角…此所には教員の方も居られるか知りませぬが若し御差合がありましたならば御免を蒙りたいのでありますがどうも職業の異るに從つて職業的氣風がある、教員には教員の氣風がある、又醫者には教員の方から言はしむれば醫者の氣風があるかも知りませぬが總て學校衛生は教員も骨を折つて吳れなければ出來ませぬので學校衛生は醫者と教員と協力しなければならぬのであります、西洋の學校衛生の歷史を見ますると兎角教員は學校醫を邪魔にして居る、何か學校醫が事を持ち出せば自分の權利でも侵害されるかの如く自分の仕なければならぬことを取つて仕舞はれるが如く何時でも妨害されたと云ふことは學校衛生の書物に事實を擧げて書いてあります、日本にはさう云ふ經歷は少いでしようが、併し往々是に類した話を耳に致します是非教員と學校醫と旨く協同して行くやうにしたいのであります、それに就いても

學校醫は又市町村の當局者を能く動かすだけの熱心奮發をして學校衞生運動上の「ミッテル」を出して貰はねばならぬ兎に角敎員だ學校醫だと言つた所が目的物が一ツでありますからして…兒童の健康になると云ふ目的は一ツでありますからして和衷協同してやらなければならぬ社會も亦之を援助しなければならぬことゝ存じます。

第九に學校衞生の知識普及、學校醫は敎員及家庭に對して學校衞生の知識の普及と其必要を認めさせるやうに務めねばならぬ、曾て或る直轄學校で腸窒扶斯の流行がありまして私は文部省から賴まれまして一ケ月程其學校に參つて腸窒扶斯の豫防に從事した其直轄學校の當局者は今まで學校醫を置いて居つたけれども學校衞生と云ふものはどう云ふことをするものか知らなかつたお前の今度の遣り口で學校衞生と云ふことは判つた、大變有難く感ずると言はれました、敎員は學校衞生を知らぬ換言すれば學校の學校醫は敎員に學校衞生のことを知らせて居らぬかとも思ひます、其外敎員を育てる所の師範學校のやうな所で學校醫が系統のある衞生の講義をすることは素より必要である、敎員には每年夏期色々の講習會がある此會に學校醫が講義をすることは最も便利と思ふ、又醫學校に於て衞生學の敎授が學校衞生に關する敎授をして行くと云ふことが必要である、之れは大學專門學校のやうな所でさう云ふことをやつて行くことは勿論やつて居りますが今後日本の學校衞生發達の爲に一層力を盡す必要がある、それから其外に學校衞生と小兒の保護之れは獨逸に於ては連絡があります、私も學校衞生上から二三の設備を視察致しましたのでありますが、日本では社會の狀態が違ひますから早速は行ひ兼ねませうが、已に育兒會或は孤兒院とか色々のものが出來て居りますから此連絡を執つて行かなければ學校衞生の將來の發展は出來ない、學校衞生は學校に這入つてからの學校衞生だとのみ思つては間違つて居る、學校衞生は義務敎育年限前に遡つても面倒を見、又卒業後の事にも

心配をしてやらなければならぬ、それで色々の事業と混同になつて來る生徒は在學中の『健康證』を有つて居る、先生は此生徒の知識なり特性人格なりを能く知つて居ると同じやうに學校醫は身體を能く知つて居る、從て卒業後どう云ふ職業に從事した方がお前の爲めに利益であるかと云ふことの相談にも與つてやる必要がある、學校を出た後の職業の選定であります職業選定と云ふことは最近獨逸に於ける學校醫の一の大事な仕事となつて參りましたさう云ふ事も面倒を見なければなりませぬ。終りに

第十として前項に對する何か官公署に於ける學校衞生の統一機關が必要であるとか或は學校衞生の規程を改良するとか云ふやうなことの意見は今日玆に申上る趣意ではありませぬ、長く清聽を煩はしたることを感謝致します。

叢談

人體美と衞生

兆司秋次郎

古希臘の大賢プラトーは、此世に於ける第一の寶は健康である、その次は美であると申されましたが、この二つの寶の間には互に離るべからざる密接の關係があると云ふことは既に讀者諸姉の充分御承知のことゝ存じます。

凡そ人體美の要素としましては先づ第一に顏貌その他全身の均衡が善く出來てゐることが必要であります。それから筋肉、脂肪のつき方が適當で、皮膚の色澤が艷々してゐなければなりますまい。尙ほ常に夭々として快濶の氣象がなければなりますまい。

然るに此等は何れも美の要素たると同時に健康の徵

候に他ならぬのであります。世に不健全な美人と云ふものはある筈がありません。屡〻例に出されることでありますが、彼の肺癆に罹つてゐる人は皮膚が蒼白く、頬の邊が紅味がさし、眼は濕ふた光ある黒眼がちの眼で、身體が全體に華奢で、往々俗に所謂美人の狀貌を呈することがあります。然しこれは醫學の素養あるものゝ眼には總て不快な病氣の徵候として現はれるのであります。故に斯樣な特徵を美と感じ得るのは偶〻無智の爲であつて、その色の白いと云ふのは屍體の色に近い蒼白色で、頬の紅味は消耗性の潮紅と稱せらるゝ結核特有の病的の色で、華奢と云へば如何にも婀娜やかに聞えますが實は病弱で、ぐたくした姿勢であると云ふことが分かれば、その美と云ふ感じは甚しく減損せられて却て不快の印象となるは當然の事であらうと思ひます。支那人の外にも纏足婦人の步容を美なりと觀ずる人があるかも知れません。又西洋人の外にも彼の「コルセット」で瓢簞のやうに胴を縊つたのが立派だと見るものが無いとも限りませんが、然しその甚しき不具となれる足を見又「レントゲン」寫眞に由て、胸廓の下部、殊に肝臟などが絞られ、内臟も正しい位置を妨げられて居る狀態を觀ましたならば、何人もその不自然なるに驚き、その愚を哀れみ、その逆天の非行を惡むでありませう。是に至ては前の纏足婦人の步容を以て步々蓮花開くと觀じ、「コルセット」婦人の姿態を以て天晴文明人の「スタイル」と眺めた人も忽ち興の醒めることゝ信じます。

斯うして見ますと、病身や不具畸形では遂に眞の美人と云ふものには成らぬことが分かる、眞の美人たるべき第一の素質は健全と云ふことに在るのであります。尙ほ身體に不快な所がある或は苦痛があつては、何うしても愛嬌の發揮しようがありません、何時も眉を顰め、或は陰鬱に或は癇癪ばかり起るようでは到底自分に接する人に愉快な印象を與へることは覺束ないのであります。是亦不健康な人の美人と稱し難い一大理由であります。

健康は美貌の基礎であると云ふことは、これは爭はれぬことでありますが、然し健康と申しましても、屢々「ポンチ」繪に描かれる衞生美人と云つたやうな麥酒樽のやうな容貌のものが必ずしも健全と云ふものではありません、又女子政權運動の爲に巡査と格鬪したりする程の腕力が必要と云ふわけでもなければ、兵隊さんの靴も尙ほ小さくて穿けぬと云ふやうな大きな足でなければならぬと云ふのでもありません。要するに解剖的に又生理的に缺陷の無いのを健全と云ふのであります。

そこで所謂美人たらんが爲に完全なる身體を保ちますのには先づ第一に美と健康とに關する家庭の敎育即ち躾と云ふことが大に影響致します。これは既に母親が懷妊して居る內よりその發育に注意し、生れて後は勿論特別の養育に由て立派に成長するやうに敎養しなければなりませぬが、この美と健康と云ふことに就きましては更に遺傳の問題にまで遡つて、これに關係ある配偶の事から論じて來る必要があります。然しこれは迚も玆に述べることは困難でありますから、兎に角此等の事柄が大切であると云ふことだけを申し上げて置きまして、今日は只美と健康とを維持する爲に必要な生理衞生の法則の概要を擧げて、日常生活を正しくして參る資料に供し度いと思ひます。

仕事と休養

元來人間は美味を食ひ、美衣を纏ひ、又金を溜めるだけが能ではありませぬ。寧ろ働くのが本分である、その働き、その仕事に由て出來得るだけ自分を完全にすると云ふのが本分であらうかと思はれます。故に能く働く人だけが美味いものを食べ、美い著物を著、休養をする權利もあるわけで、實際又能く働く人でなければ眞の樂と云ふものは享け得ないのであります。仕事好きな能く働く人と云ふものは、それだけでも既に高尙な精神作用が發揮され、それに由て得た所の功績に就ての歡喜は、內心の滿足に由て自然その外貌の上にも現はれるものであります。こ

れが抑も美と健康とを維持し增進する所の第一の基礎條件であります。西洋の諺に『ラスト、イヒ。ロスト、イヒ』と云ふことがありますが、つまり安逸を貪りたいと云ふのは自ら銹腐りたいと云ふのと同樣だと云ふ意味でありませう。活きて居る人は何うしても人世に有用な事に勉めなければ、その精神も身體も活々した美しい眞の光を發するものではありません。通常餘り熱心過ぎるとか、餘り働き過ぎるとか云ふて忠告する必要はありません、寧ろ戒むべきは放逸、不相應な贅澤過ぎる保養であります。健康と美の爲には過度の勞働或は怠惰等よりも無暗に快樂を貪ぼり飲食の慾に耽ることの方が遙に害があります。

然ればツウイルラインと云ふ人は既に千七百八十九年頃に斯樣に申して居ります。『茶や咖啡の飲過ぎ、強き酒、食道樂、有害の服裝、萬事に就ての贅澤、烈しき情慾、感傷し易き小說の濫讀、自慢高慢、常に坐り込み、少しも風に當らず、眩暈し打倒れる程踊るが如き愚擧、凡て此の如きことは幾多の害惡の根源である。獨り賢明なる精神教育のみ能くこれを救ふことが出來る。賢き身體的教育の下に幼年者は健全の發育を遂げ、自然と藝術とに薰陶せられて、彼等は古の幼者の女神たるヘーベの如くに優美に溫雅になり、愛嬌はその面に溢るゝであらう』。

睡眠

勉強家にも懶惰者にも缺くべからざる、又最も有效なる休養は睡眠であります。

睡眠は可なり長い間歇を置いて自から起る所の一種の生理的機能でありまして、精神の影響を受ける所の身體の意識に由る働が廢止し、唯だ無意識的、不隨意的の働だけが行はれる狀態となるのであります。充分に健康な睡眠の效能は疲勞の除かれることであります。然し唯だ疲勞した人だけが睡眠し得ると云ふわけではない、別に休養を要しない人でも一定の條件の下に睡眠することが出來ますけれども。只その睡眠は思ふほど快くないと云ふのが常であり

ます。生理學上から申しますと、睡眠と云ふものは大腦皮質の機能が中絶するのでありまして、その他の機能例へば心臟、呼吸、消化などの働きは著しく弱くはなりますけれども障碍なく行はれます。又中樞神經系の下等な中樞の反射機能も休みません、それですから眠つてゐる人をくすぐると防禦運動を致します、又手足の位置の具合が惡いと自然に直すのであります。若し烈しい光、高い物音、特に大きな聲でその人の名を呼ぶと云ふやうな外來の刺戟があれば目を醒し、これと反對に總この外來の五官の刺戟を遠ざければ睡眠を促す、卽ち夜の暗さ靜かさ、寢牀の平等の心地よき溫かさ、此等は凡て睡眠を促す賴となるものであります。

時として精神機能の全くは廢絶しないと云ふことは、夢が證據であります。夢と云ふのは卽ち外部の刺戟に由て促がされて起る所の幻覺でありまして、夢の中で起る所の矛盾した事や不可能の事などは、大腦が働かない爲に論理が不完全になる結果であります。二三分間の內に非常に長い夢を見ると云ふのもこの理由であります。彼の夜行病、卽ち「ソムナンブリスムス」などと云ふ夢中で散歩をし或は時として全く何も知らずに大旅行をやつたりする病氣がありまするが、これなどは殆ど全く大腦の働が關係せずに而かも起つたり、歩いたり走つたり複雜な運動を致します、これも一種の夢の狀態にあるのであります。それから矢張器械的に意識や意志の監督を受けずに夢中で發音器官を働かすことが出來ます。

それから序に一寸催眠術のことをお話致しますが、催眠術は良心に乏しい山師者が種々の誇大な廣告をし、又愚者は神祕不可思議の力を信ずるものですから、これが爲にお話にならぬ程馬鹿氣た思想が非常に廣まつて居ります。一體催眠術の睡眠は前にお話致しました夜行病の現象に類似したものでありまして、全く意識が缺けるのではない、恐らく意志の力だけが止むのであります。人の注意を全く或事に集めるやうにすれば、この狀態に陷り易いと云ふこと

は明かなことで、この方法で以て明晰な判斷をしない茫然たる一種の心理狀態に置いて、その朦朧たる觀念の中に在て術者の影響に應じ易くするのであります。その手段として普通應用されますのは輕く撫でる方法（メスメル式）鏡のやうな光るものを凝視さする法（ブレヂス式）又非常に過敏な人なれば只「お眠りなさい」と言ひ、又は只凝視めるだけでも此狀態になるのであります。

催眠術に於て最も重要な著しい現象は非常に暗示の影響を受け易くなることであります。暗示と申しますと、例へば『あなたの襟に毛蟲が匍つて居る』と云はれると、實際は何も居ないがムヅ〳〵する。又『あなたは青梅を食べて居る』と云はれると、何も食てゐなくとも唾液が出て酸い物を食べた時のやうな顏つきになる。この作用が著しくなるのであります。催眠狀態に於きましては意識或は意志の働が不完全になるのでありますから普通の狀態に於けるよりは遙かに自由に暗示に從ふやうになります。それで催眠狀態になつて居るものには全く間違つた種々の觀念を吹むことも出來る、即ち暗示を與へることが出來ます。例へば深い水の中に落ちたと言へば痙攣的に泳ぐ運動をする。又臂が麻痺して仕舞つたと言へば、その臂は動かなくなると云ふ風であります。斯樣に自個の意志が麻痺して仕舞ふのでありますから、稀にこれを治療上に應用することもありまするが、今日では却て惡用されて、その弊害は意外の邊までも及んで居るのであります。

この催眠狀態そのものよりも實地上に重要なのは催眠後の現象であります。即ち催眠狀態に於て暗示を與へた五官の印象或は感覺又は觀念が、催眠狀態の止むだ後までも殘つて居りまして、それに相當した行爲を促がし得ると云ふことであります。これに由て往々一定の病氣の治療されることもあり、又犯罪も行はれるに至るのであります。

催眠術の話は餘談と致しまして、再び眞正の睡眠に立戻つてお話を續けます。

誰でも夜中睡眠が出來ず不安に夜を明かしました翌日は非常に顔貌が惡くなると云ふことは屢々經驗されたことゝ思ひます。尤も人に依てこれは著しく現はれる人と割合に外貌に現はれぬ人とありますが、少なくとも氣分が良くないものであります。一晩或は二晩も續けて能く睡眠が出來ませんと頰の紅味も脣の色も惡くなり、眼窩は落窪み何となく暗憺たる陰のさすものであります。通常今日は氣分の善い日だとか、厭な日だとか申しますのは、前夜能く眠つたか、能く眠れなかつたかと云ふことが大に關係してゐるのであります。單にこれに由て觀ましても、美貌の爲には健康狀態の非常に必要なことが分かります。若し此の如き障碍有害作用が屢々反復されましたならば、遂には永くその容貌が害されると云ふことは明かなことであります。故に次に少しく睡眠に關する實地上の注意を申述べようと思ひます。

これには睡眠、殊に不眠の種々の原因を解り能く說明致します爲に、多少生理上の事實を申上げる必要があります。睡眠中は腦の働が少なくなりますから從て腦の血液も減少致します、又腦に輕度の貧血を起さすやうな狀況は總て睡眠を促すものであります。澤山物を食べた後に睡眠を催す理由もこれで說明がつきます。即ち多量の血液が消化の爲に消化器の方に參りますから、腦の方には血液が少なくなるので睡氣がさすのであります。又非常に寒いとき大出血のとき失神發作の際等に睡くなるのも皆この理由によるのであります。これと反對に腦に血液が多くなれば睡氣は去る。即ち蒸暑い夜、餘り暖い寢室、精神の興奮せるとき、激しい精神的の仕事の後、胃の空虛のとき、腹部の臟器の貧血せるときなどには能く眠れなくなるのであります。

一體に身體の强壯な榮養の良い人は、病人或は虛弱な人よりも僅かの睡眠で一日の疲勞を恢復すると云ふのは昔からの經驗上の事實であります。故に元來虛弱な人、例へば貧血性の女の子などは普通よりも長く睡眠させなければなりません、二十四時間の

中七時間睡眠すれば澤山な筈であると云ふて强ひて苦しめるのは無理であります。七時間の睡眠と云ふのは、これは只强壯健全な、餘り激しい仕事をしない大人に取つての規則でありまして、如何に健康でも小兒なれば多くの睡眠を要するのであります、哺乳兒は元來乳を飮むときだけ目を醒すのが普通で、初めて學校に通ふ位の小兒なれば十時間乃至十二時間も眠るのが當然であります。健康な大人は七時間で澤山である、老人になれば又自然とこの時間は短くなります。

睡眠中には全體の生活機能が著しく弱くなりますから從つて體溫の發生も減じます。この理由からして睡眠中は溫の放散を防ぐ爲に毛布とか蒲團とかを被る必要があります、即ち眠つて居るときは身體は冷却に對して非常に過敏になりますから、兎角感冒などに罹り易いのであります。然し寢室も暖かにしなければならぬと云ふのではありません、これは寧ろ反對に普通の居室よりも涼しくなければならぬのであります。即ち快き安靜の睡眠を得る爲に腦に適度の貧血を起すのには寢室の涼しいことが必要な條件であります。

醫師は夜具蒲團が不充分だから宜しくないと云ふことは殆ど申しません、大抵被過ぎ著せ過ぎに就て小言を云ふのが通常であります。これは特に小兒の爲に母親が注意しなければならぬことでありまして、單に小兒を薄弱にするのみならず、平等に高い溫度は興奮し易き兒童の空想をそゝつて意外に面白からぬ方面に導き、其良からぬ癖をつけることがあるものであります。大人に於きましても餘り溫い寢牀は却て眠の穩やかならぬものであります。それですから體溫の放散を餘り甚しく阻害する羽蒲團の如きものは感心したものではありません、矢張普通の綿入蒲團、藁蒲團、毛布等が適當であります。これと同じ理由で、寢に就く直ぐ前に夕食をし又は澤山飮料を用ふることは宜しくありません。次に特に小兒に嚴守させなければならぬことは、朝、目が醒めたな

らば直ちに寢牀を離れることであります。眠りさへすれば疲勞が恢復し氣分が爽快になるものと思ふのは間違であります。必ずしもさう云ふものではありません。この睡眠の效能を妨げる主要の原因が二つあります。第一に前以て疲勞してゐなければ睡眠も決して左程快いものではありません、故に日中働くことが必要であります。然し夜遲くまで働くことは宜しくない、何故なれば腦が充血し熱くなつて居りますと上述の理由に由て睡眠が出來なくなるからであります。第二に妨なき快き睡眠には周圍の閑靜なことが必要な條件であります。それですから夜間に睡眠することが必要であります。卽ち夜だけが總ての五官の刺戟から遠ざかることが出來るからであります。夜眠らぬでもその不足分は晝寢で補へば宜しいと云ふ考は誤つて居ります。朝寢をしても、晝寢をしましても、充分夜の睡眠を補ふことは六ケしいのであります。若し充分夜間に安眠したにも拘らず、食事の後に非常に疲勞倦惰を覺ゆると云ふやうなれば、これは餘り食べ過ぎた證據であります、卽ち消化作用の必要に應じて血液が多く消化器の方に行つて、腦の方の血液が少なくなり、從つて睡氣を催ふして來る爲であります。午睡と云ふものは全く不必要なものである或は寧ろ不利益な習慣であります。然し元來虛弱な人で晝食後に休息の必要を感ずるならば三十分間程「ソフア」なり寢臺なり蒲團なりの上に長くなつて居れば澤山であります。この疊の上に蒲團を敷いて寢る我邦の習慣は衞生上から云ふても、體裁上から云ふても將た便宜の上から云ふても甚だ面白からぬ風俗でありますが、これは今急に彼此申した所で致方もありますまいから暫く沈默致します。

多數の人、就中過激の仕事をする人、神經質の人或は老人などには不眠の爲に苦しむ人が少なくない、而してその爲に全身狀態が惡くなり往々著しく健康を害することがあります。これは過度の精神的の仕事の如き誘因を避け、總ての興奮及び興奮性の飮

料、即ち咖啡、茶のやうなものを節し、刺戟の少ない食物を攝取し、身體的の勞働を致しますならば、既にこれだけで不眠症の恢復することが多いのであります。腦の血液が少なくなれば睡眠を促すと云ふ理由からして就寢前に頭と項部に冷罨法を行ふて宜しい譯でありますが、然しこれは往々反對の結果を來すことがあります、即ち始は貧血を來しますが、その次には忽ち反對に充血するやうになるものであります。故に寧ろ其他の身體部分に暫時間冷水摩擦を施した方が宜しい、然し脚湯を行へば、腦の血液を引下げるには特に妙であります。尚ほ最も有效な方法は就寢前に五六分間微溫の全身浴を行ふことであります。往々又沸騰散或は上等の麥酒或は葡萄酒又は只の冷水を一杯飮んでも大に效驗のあることがあります。次に寢室は廣く、涼しく、暗く、通氣が良く且つ靜かでなければなりません。寢室に洋燈などをつけて置くのは全く間違つた方法であります。尚ほ又生涯の三分の一をその內で暮す所の寢室に特に小さな、不潔な室を充用するのは甚だ間違つた考であります。若し餘り平生使はぬ大廣間のやうな處を寢室に致しますならば、不眠など〻云ふことは餘り起らぬであらうと思ひます、而して弱々しい蒼白い貧血性の小兒も、恐らくこれに出て闊々した紅い頰をして走り廻るやうになるものが少なくあるまいと思ひます。

（以下次號）

伯林に於ける婦人の慈善事業

ドクトル　三田谷　啓

伯林に於ける慈善事業は大に發展し現今は其種類も非常に澤山ある。其中で婦人が主として或は男子と協力して其事業にたづさわつて居るものも可なり多く、又婦人や兒童の爲めに設けられて居る慈善事業は決して少くは無い。

思ふに此等多數の慈善事業は直接に又は間接に衛生

に關係のあるものである。そこで今婦人が此等の事業に從事して居るものや、婦人又は兒童の爲めに設けられてあるところの慈善事業に就て二、三を紹介して見やうと思ふ。

一、少年者保護中央部

會長は侯爵夫人ウィード、國務大臣、男爵フォン、ゾーデン等の諸氏である。此少年者保護中央部は多數の同盟會を有して居るため、兒童、少年等にして必要とする場合にはこれを保護し、或は他の加盟會に依託するのである。卽ち此種の人々に向つて中央部では相談役になり、指導者となり、適當の處へ保護を賴み、監督等をするのである。

二、精神薄弱兒童に對する保護會

ドクトルフィッシェルと云ふ人が此會の會長である。此會の目的は精神發育の惡い兒童の敎育を奬勵させるので、其事業として講演會を開くとか、或は言論を新聞雜誌等で發表するとか云ふやうにして居る。一方にはまた兒童收容所、休暇中兒童保護等の設備をなし、同時に兩親に兒童が此等の保護を受けることの必要をさとし、或は補習學校を造り、徒弟學校、少女收容所等をも設けて居る。其他衣服を贈るとか降誕祭の時に贈品をするとか或は毎朝牛乳を與へるとか云ふ風に種々の方面に於て精神薄弱の兒童を保護して居るのである。

三、兒童虐待防止會

これは男爵フォン、ゾーデン氏が會長となつて兒童虐待を防止することに盡力して居る會である。併し單に兒童虐待防止のみならず、兒童の精神生活が害せらるゝもの例へば風俗を害せらるゝもの又は敎育を受け得ぬもの、或は兒童に風俗上害惡の仕事を強ゆるもの等に對し、適當の處置を加へて兒童の保護をするのである。この兒童虐待防止會は獨逸全國に於て支部を有し、其中央部が伯林に置かれてあるので、若し伯林以外の支部地にして右に擧げたる如き例を見出した場合にはこれを本部に通告し適當の方法にて其兒童を保護するのである。

四、兒童收容所

此所長はワーゲネル孃で、必要と認めた兒童を收容しこゝで保護と敎育を行ひ、十四歲まで止めて置くのである。其外また私生兒及び公生兒でも兩親が病院にて治療を受けて居るとか又は然るべき兒童保護者が無い場合に其兒童を收容するのである。或は私生兒の母にして其兒を此處に依託し來るものをも收容することになつて居る。

五、市立乳兒保護所

貧民の母及び乳母に對し乳兒の保護に就きて醫者が種々の相談相手になるのである。必要ある場合には牛乳又は榮養品を八日間は無代で贈呈するやうになつて居る。市中には此保護所の支部が七個程ある。何れも醫家が支部長となり相談相手をするのである。

六、伯林兒童保護會

會長はドクトルビュットーウ氏である。此保護會は三歲までの兒童（必要と認めたる場合のみ六歲以下の兒童）を收容するのであるが、これは兒童の兩親が十分に兒童を保護し得ぬ場合である。斯くして保護せらるゝ兒童は保護會で選定した家庭へ收容せられ、これを貴顯の夫人が監督することになつて居る。

七、伯林幼兒會

會長は宮中顧問官ドクトルクローネ及びアンナ、ザルバハ夫人である。主として市內勞働者の幼兒を預かり保護するのである。幼時の年齡は生後六週乃至三年までとなつて居る。宗敎の別を論せずに兒童を收容するのである。これは兩親が外に出て仕事をしなければならぬ場合に限つてある。兒童の親は此會へ費用として毎日十五錢丈け拂へばそれで宜いのである。

伯林市中には此幼兒會の收容所が六個所ある。何れも三十五人乃至四十人の幼兒を預つて保護して居るのである。

八、母子の家

一歳乃至三歳の兒を連れた母親を收容するのである。費用は小兒の爲めに毎月十圓、母が宿泊する費用として二圓五十錢を要するのである。若し母が附添はざる場合には二十五圓づゝ兒童の爲めに毎月費用を出すのである。

九、病者及び產褥婦保護會

伯林市中の十一の會は產褥婦保護の目的を賛成してこの會に加盟して居るのである。そして此加盟會は何れも相互に助け合ふことになつて居る。

十、病者用料理

これは病者用料理會と福音敎會扶助會と相協同してやつて居る設備で、病人には疾病恢復期の人々に醫學的料理を贈るのが目的である。會長はアンナ、フォン、ラート夫人である。其料理は溫なものを各人の家へ運ぶと云ふ親切な仕組である。午食の價は十二錢より一圓までゝある。必要の場合には料理切符は無代價にて頒布せらるゝのである。右の料理店は伯林市中に七個程出來て居る。

十一、貧民產褥婦看護及び扶助會

會長はホスパハ夫人である。此會の目的は伯林市中の貧民の產褥婦(私生兒の母を除く)を保護するのである(第二子を生みしものより)。宗敎は何種たるを問はぬ。

產褥婦は產後八日間「ズッペ」を貰ふ(必要の場合には尙ほ永く)のである。これは一定の時間に產褥婦の家から使を出して貰ひに行くのである。

其他此會は乳兒の爲めに要する洗濯衣を給し又必要の場合には牛乳分をも頒布するのである。恢復期の產褥婦は乳兒を連れてブランケンブルヒの治療院に收容して貰ふことが出來るのである。

此會は伯林市中に六十三個の支部を有し何れも婦人が其支部長の任に當つて居るのである。

十二、婦人盲者保護會

會長はザモシュ夫人である。會の目的は婦人盲者(未婚と既婚とを問はず)に仕事を與へ且婦人盲者の造りたる品物を購買するのである。

十三、聾唖處女保護會

此會は六乃至九百マルクの養老金を聾唖の處女に拂ふ仕組である。但しこの養老金を受くるものは教育ある地位の娘にして未婚たるを要し且他のものより保護をうけざるものである。養老金は四十歳以後に於て仕給せらるゝのである。

十四、婦人慈善會

會長はアンナ、フレミンゲル夫人である。目的は猶太人の兒童で不具、癈疾のものを保護するのである。

十五、婦人病院會

この會の目的は左の如くである。

一、戰時。負傷者及び罹病の兵士を個人の扶助によりて保護すること。

二、平時。特志看護婦を養成すること、基本金を募ること等である。

十六、「アウグスター、ホスピタール」

獨逸皇后陛下の保護の下に成つて居る病院である。有名な病院である。よく設備が出來て居る。此病院に收容する人は、急性の身體疾患、(不具、癈疾、不治疾患、天然痘、虎列剌患者を除く)を有するものである。

此病院には內科、外科、小兒科等あり。其他此病院內で看護婦の養成を致して居る。又此病院と協同して婦人會が成立して居る。

此婦人會の目的は病院に入院せる人々の家族にして保護を必要とするものに金又は物品を贈るのである。千九百八年度には二十八個の家庭を保護し、五人の獨身者を扶け其他七十六個の家庭に降誕祭贈物をしたと云ふことである。

十七、伯林婦人會

不良處女、不良婦人等を豫防する目的で設けられた會である。警察で働いて居る宗教家、婦人の助手等も此事業に關係して居るのである。其他生殖器疾患によつて市立病院に入院して居るもの等を保護するのである。

十八、浮浪處女宿泊所

無職業の處女を一時收容しその後然るべき處へ送るのである。卽ち此種の處女の收容所へ送るか、又は奉公口を探してやるか、或は仕事を授けるのである。又は故鄕へ歸る旅費を支給する等である。

十九、墮落婦人救濟所

これは救世軍の事業で墮落した處女を收容し從來行ひ來りし墮落の生活より眞面目の生活に移らしめるのである。こゝには治療所もあり又就職館も具つて居る。

二十、婦人保護に屬するもの

婦人保護の中でも茲に言ふは主として金を與へる方の保護である。其中にも宗敎に關係なきもの、宗敎によつて分類せしもの、又は猶太人に限れるもの等あり。又別に寡婦、孤兒等に關する保護機關もある其數は中々多くあるのである。

＊　＊　＊　＊　＊

以上婦人に關係のある慈善事業のうちで多少衞生に關係のあるもの丈けを擧げたのであるが其他に同種類の事業が澤山あることは申すまでも無い。只それによつて凡そ事業の範圍が解かることゝ思ふ。

右はほんの伯林丈けの事實の一斑に過ぎぬので若し伯林の慈善事業に就て一々の數を擧げるならば實に數千に達するのである。

ひとり伯林のみならず獨逸各市に於ける慈善事業は順序立つて發達しよく活動致して居るのである。殊に婦人が此方面に多大の力を盡して居ることは我國の婦人に向つてもよい敎訓だと思はれる。

慈善事業のうちでも人間の身體及び精神の衞生に關し婦人の力を藉らねばならぬことが非常に多くある。又わけて婦人其ものを保護する場合に是非婦人の働き手を要することも事實であります。

社會文明の發達が延びれば延びる程社會的事業が增して來る。我邦に於ても社會的に行はるべき慈善事業が增しつゝある。そして婦人の力を要求しつゝある。この時に方り婦人が相互に協力して人生の幸福

を増すために力を盡して戴き度いと希望して止まない。我邦の慈善事業の範圍、わけて婦人の力を煩す方面に就ては他日これを述べる機會を得ると思ふが、兎も角以上述べた伯林市の事業の一斑は我邦婦人に多少の參考となるものがあらうと信ずるのである。

糖尿病の話（其三）

醫學士　篠原昌治

糖尿病の食餌療法としては、成るべく米麥等の含水炭素の量多き食物を減少し、肉類魚類野菜等の如き全く含水炭素を有せざるか又は其量極めて少きものを澤山に與へねばならぬと云ふことは既に前回に於て申上げました通りであります。

然るに吾邦の人は兒童の時より米飯を主食として用ゆる習慣になつて居りますから、今糖尿病に罹つたからと申ましても、急に平素主食として用ゐて居る米飯を全く喰べないで、平時は唯副食物としてのみ使用して居ります、肉類魚類野菜等を以て之を補ふと云ふことは頗る困難なことであります。元來此等の食物は副食物として喰べればこそ美味しいものでありますけれど、此等のもの丶みを用ふるとなりますれば左程美味しいものではなく、それも一日や二日位は辛抱も出來ませうけれど每日となりますれば直に飽きまして、切角御膳に向ひましても斯る食事では胸につかへる樣な心地のみ致しまして、箸取る元氣もなく其爲に豫定の食料を食ひ盡すことが出來ないで榮養不良に陷つたり、又は患者が自分の喰べたいと思ふものが喰べられない爲に世の中を悲觀して、高度の神經衰弱となることがありまして、其等の爲に病氣が著しく增惡することがあります、これが糖尿病の治療に當り尤も苦心を要する處でありまして遂には糖尿病患者に醫師の治療を受ければ嚴重に食物を制限せらるゝのが辛いから寧ろ醫師にかからぬ方がよいと云ふ樣な考へを起さす樣になるこ

とがあります、其故たとへ糖尿病になりましても、米飯か又は其に代るべきものゝ一定量を與ふると云ふことは尤大切なことであります。

米、麥、麵麭、小豆、蕎麥、饂飩、燕麥「オートミール」等は主食物として用ゆることが出來ますけれど、此等は何れも含水炭素の量多く、糖尿病によくない種類の食物に屬して居ります、然し此等の内で何が糖尿病に與ふるに比較的尤都合のよいものであるかと申ますに小豆、蕎麥、饂飩は一定時日の間使用するには差支ありませんけれど、糖尿病の如く長き病氣に對して數年間も引續きて用ゆると云ふことは困難であります、又燕麥「オートミール」は吾邦現今の狀態では到る處に於て容易に求むることが出來るものではありません、其故自然米、麥、麵麭の三種の内の一を選ぶ外はありません、而して其他のものは時々交代して與ふることが尤適當なる方法と存じます。

米、麥、麵麭の内では糖尿病に對して何がよいかと云ふに其榮養價と含水炭素の量との割合の比較から申ますれば、米飯尤わるく、麵麭之に次ぎ、麥は尤よいものであります、殊に糖尿病の際には肉類魚類、野菜等を與ふることによりまして、食物の滋養價は十分になりましても、此等の食物では患者の食欲を滿足せしむることが困難でありまして、患者は常に空腹に苦しむ樣なことは有勝のことであります、其故糖尿病の時の食事は滋養價が充分であると云ふ斗りでなく、患者を相當に滿腹せしむると云ふことは尤大切な條件であります、此方から申ましても米、麵麭、麥の内では矢張麥が尤よく食欲を滿足せしむることの出來る食物であります、其故糖尿病の際には主食として麥飯を與ふることを御勸め致したいと存じます、然し之を他の方面より申ますれば、米飯は尤吾人の口に適して居りまして、麵麭之に次ぎ麥だけの御飯は實に美味しくありません。其故病人が何等の職業とてもなく、且極めて小量の食事で滿足することの出來る人でありますれば、無

味い麥飯よりも唯病氣が許す範圍の小量の米飯を與へて差支ない樣なものでありますけれど、若しも患者が一定の職業を有し常に働かねばならぬ人でありますれば空腹で仕事をすることは出來ませんから、矢張食慾を滿足せしむることが出來る爲に比較的多量に喰べることが出來る麥を與ふる必要があります又たとへ職業を有せず常に安靜にのみして居る人でありましても、此病氣に罹りますればつとめて運動する必要がありますから、矢張麥を喰べた方がよいと思はれます、麥飯も十分に洗つて上手に炊けば決して不味いものではなく、少し馴れゝば何等の苦痛もなく喰べることが出來る樣になります、殊に自分の病氣を治癒す爲と思へば麥飯を喰べる位はなんでもないことゝ存じます。

糖尿病の食餌は凡て高價なものゝみ多く使用しますからこれには非常に多額の費用を要するものであります、然し糖尿病は普通御金持の人が多く罹るゝ病氣でありますから、何程費用がかゝりましても差支ない樣なものでありますけれど、時として左程富有でない人も此病氣に罹ることもあります、其も一年か二年位で治癒るものなれば何程多額の費用をかけても差支ありますまいけれど、此病氣は何年かゝるか分りませんから、餘り多くの費用を要しますれば、病氣の苦痛と同時に甚しく經濟上の苦痛を被りまして、二重の苦しみをせねばならぬ樣になることがあります、然るに糖尿病の際には肉類、魚類、鷄卵等を多く與へさへすればそれでよいと云ふ譯のものではありませんから、肉類は毎日一定の分量を與へ、魚類は新鮮にして廉價のものがあれば之を與へ然らざれば他のものを以て代用することゝ致しまして、其他豆腐、野菜等廉價のものを上手に使ふ樣にしますれば、此等の注意によつて多額の費用を要することもなく、病氣の爲には多くの費用を要せし時よりも却而好結果を來すことが出來ます。

穀類以外の食物では肉類は尤大切なるものでありまして、これは滋養價の方から申ましても又患者の

食慾を滿足せしむると云ふ方から申ましても缺くことの出來ぬものであります、然し糖尿病の際には肉類を出來るたけ澤山に喰べさするがよいと云ふ樣に考へて居らるゝ人もありますけれど、それは間違でありまして、肉類を無暗に澤山に喰べますれば、直に飽きまして少しも喰べられぬ樣になることがあるばかりでなく、却而種々の弊害を伴ふことがありますから大に注意せねばなりません、普通は患者の食慾に應じて一日に半斤乃至四半斤位の量を與ふればよいかと思はれます、此位の分量なれば長く續けても患者が飽くと云ふこともなく、費用も多くかゝらず便利であります。其調理法は患者の好むところに任せてよろしいのであります。

魚類も糖尿病には適當な食物でありまして、これは含水炭素を含むことなく、且消化も極めて容易でありますから何程澤山に與へましても、病氣の方から申せば差支もありませんけれど、然し肉類に比すれば一般に滋養價も低く價貴く且食慾を滿足せしむる作用も不充分でありますから、必ず無くてならぬものではありません、其故魚類の少き時は他の品にて代用して差支ないものであります。

鷄卵「バタ」等は滋養價に富み結構な食物であります、又豆腐は含水炭素の量少く、味よく消化し易く且價格も低廉でありますから、此病氣には尤適當な食物として賞用せられて居ります。又雪花菜も餘り美味しくはありませんけれど適當な食物の一つであります。

野菜類は此病氣の時には缺くべからざる大切な食物でありまして、常に之を適當に與ふると云ふことを忘れてはなりません、野菜類は廉價なることに於て又比較的分量多き爲め食慾を滿足せしむることが出來ると云ふことに於ても尤大切なものでありますのみならず靑菜の如きは糖尿病に對しては實に好影響を與ふるものゝ樣に思はれます。

糖尿病の時には甘い御菓子は一切用ゐられませんから、其代りには果實類を用ゐればよいかと思ひます

又御調理に砂糖を用ふることは禁止せねばなりませんから、是非甘味が欲しいと云ふ人でありますれば、少量の「サッカリン」なれば使用して差支ありません然し糖尿病にかゝつた人は、調理に甘味を一切用ゐないですむ様な習慣をつけて置く方が好都合かと存じます。

糖尿病に心配は大禁物であります、其故此病氣にかかつた人は可成腦を使はぬ様にして、何事にも苦勞せぬ様に心懸けて居ることが尤大切であります、殊に糖尿病患者は食物に就て常に不自由の思ひを致しますから、それに堪ふることが出來る様に克己心を養ふて置くと云ふことも必要なことであります又糖尿病には運動が極めて重要なことでありまして十分に運動すれば其だけでも一程度迄は病氣が治癒ると云ふ程でありますから常に運動を怠らぬ様に注意せねばなりません。

糖尿病の藥劑は種々ありますけれど、確に此病氣に效能があると云ふ程の妙藥とてもありませんから、斯る病氣の人は實に心細く感ぜらるゝ次第であります、普通醫師は阿片、「ブローム」劑、莨菪越幾斯、「ジャムブルシード」と云ふ様な藥劑を用ゐて居りますけれど、此等のものによつて糖尿病を治癒すことが出來るものとも思はれません。

吾邦では此病氣に對して「タキスース」越幾斯と云ふ藥が發賣せられて居ります、醫師は餘り用ゐませんけれど、俗間では廣く用ゐられて居る様であります、之れは渴く時には多少效力がある様でありますけれど、糖尿病そのものに效力があるか否かはまだ何れとも申上げ兼ねます。元來糖尿病には、藥劑は用ゐても又用ゐないでもよいことゝ考へますけれど、若し何か藥を服用したいと云ふことであれば、他に適當な藥もありませんから此等のものを用ゆるのもよいことかと思ひますけれど、此藥は比較的高價でありますから此を常用することをおすゝめする譯には參りません。

此病氣に對して通稱「ダラ」と云ふ幹に刺のある樹の

根の皮を煎じて飲めばよく效くと云はれて居ります、此樹の名稱は地方によつて異なつて居りますが、關西地方には多くある樹であります、是れは一時はよく效く様に思はれますけれど、長く持續して用ゆれば北效力は左程でもないかと思はれます。

北海道地方に產する「オンコ」と云ふ樹の幹を煎じて飲めば、糖尿病によいと云ふ事は以前より申傳へられて居りまして、又實際にも可なり廣く使用せられて居ります、私は自分でも服用しましたが自分の實驗だけで其可否を論ずるは早計に失する様に思はれますけれど、これは數年來引續いて用ゐて居る人も少くありませんから、其等の人に就て調べて見ますれば、多くは輕快し中には全快して居るものもあります、これは效力があると云ふことは斷言が出來ませんとしましても、有害なものでないと云ふことは極めて明な事實でありますから、何か內服藥がしたいと云ふ人には之を用ゐらるゝが尤便利かと存じます。

附記　私は私自身に糖尿病にかゝりまして、ひどく苦心致しましたから、糖尿病の方には心から御同情申上げる次第であります。殊に此病氣は長く續きまして、殆んど不治と云ふ様に考へらるゝ程の病氣でありますから、此病氣の方には御自分で十分に養生が出來るだけ委しい事を申上げたいと思ひましたけれど、紙數に限りあることでありますから、思ふ事の十分の一も申上げる事が出來ませんで殘念に存じます、尙前申上げました「オンコ」の樹を飲んでみたいと思召す方があれば私の北海道に所有する猫額大の山に少々此樹がありますから、便宜取寄せて差上げてもよろしいと存じます。

育兒

小兒の發熱

小兒は全身の組織が軟弱で總て抵抗力が弱く且つ過敏でありますから、大人なれば何でもない事でも直ぐ熱が出るものであります。而して熱が出ると不機嫌になり、濫に乳を呑み或は反對に呑まなくなり、安眠せず、往々痙攣を起したりするものであります。實扶垤里とか猩紅熱とか又は痲疹とか肺炎とか云ふやうな傳染病に罹れば無論熱が出ますが、僅かに呼吸器が侵されても、消化器が害されても直ぐ熱が出る、耳が惡くとも、熱が出る、のみならず齒が生える時にも發熱する、或は少しく物に驚いたり啼いたりしても熱が高まると云ふ風で、非常に熱の出易いものであります。

斯様に小兒は發熱し易く、その發熱の原因も甚だ様様でありますから、往々些細の原因の爲に只一時體溫が昇つても、腦膜炎ではないかなどゝ心配して大騷ぎをなさる母親もあり、そうかと思へば何でもあるまいと思ふて打棄てゝ置くと案外重症の傳染病の始めであつたり致しますので誠に始末の惡いものであります。これは無理もないことで、小兒科專門の醫師が出來得るだけ精密な診察をしても、往々何の爲の熱であるか確實な診斷を下し難い場合が隨分ありますから、素人が迷ふのは寧ろ當然の事であります。只こゝに至て素人と醫師と違ひますのは、醫師は確かな診斷がつかなければ、つかないなりに又適當な處置を施して油斷なく觀察致しますが、素人は兎角勝手に宜い加減な診斷をつけて直ぐ解熱劑を與へる、これが抑も間違であります。

一體熱と云ふものは或る何等かの病氣のある時に現はれる一つの徴候でありまして、決して熱そのものが病氣と云ふものではありません、病理の方から見

れば熱と云ふものは、外から惡い黴菌が這入つて來るとか、その他の病毒が侵して來るときに、これを防ぐ爲に起るものとも見られるのでありまして、尋ろ身體の味方の方について居る作用であります。只それが餘り烈しくなれば却て腦を侵したり、全身の狀態を惡くすることがありますので、熱を引下げる必要も起つて來るのであります。それですから熱があるからと云ふて直ぐ解熱劑を與へるのは、いはゞ自分の味方に仇をするやうなものであります。それですから往々彼の醫師は熱があるのに解熱劑も呉れないと云ふて、自分で醫師には內證で賣藥の解熱劑などを買ふて小兒に與へたりするのは甚しい誤りであります。近頃は「アンチピリン」とか「アスピリン」とか種々の「サリチール」酸製劑を解熱劑として素人が濫用するやうになりまして、隨分これが爲に中毒を起し、中毒と云ふまでに至らなくとも面白からぬ結果を來すことが少なくありません。これは甚だ危險なことであります。

それで小兒が發熱したときには兎に角醫師の診察を受けなければなりますまいが、一體小兒の體溫は健康な場合には何の位のものか知つてゐる必要があらうと思ひます。母親は是非知つてゐなければなりません。初生兒の體溫は普通肛門內で計りますが、生れた直後は著しく體溫が降つて三十五度位になります、それから二三時間過ぎると三十七度五分乃至八分位に昇り、翌日は三十七度になります。四五日過ぎても三十七度八分以上もあるのは、大抵臍に焮衝があるとか何か故障があるものと思はなければなりません。通常は攝氏の三十七度より少し高く、七歲までは大人よりも二三分高いのが普通であります。脈と呼吸の數も體溫につれて變化しますし、これも容易に算へることが出來ますから、序に覺えて置く方が宜しからうと思ふ、卽ち一歲は大抵百二十、二歲は百、三歲は九十五、五歲は九十乃至八十五、十歲で八十位のものであります。但し女の兒は男の兒よりも少し脈の數が多い、又眠を醒してゐる時は眠

つてゐる時よりも數が多い、坐つてゐる時よりも立つてゐる時の方が多い、又僅かに運動しても、少し泣いても直ぐ脈の數、早さが變つて來ますから、それらのことも考へなければなりません。

呼吸の數も熱の高いと低いとに由て變りますが、又年齢に依つて早いと遲いがあります。初生兒は一分間に二十五回乃至三十回、二歲の小兒は二十八回、三歲から四歲は二十五回、六歲乃至十歲は二十乃至二十八回、それから漸次年齢が多くなるに從つて、成人の呼吸數即ち平均一分間十六乃至十八回ほどになるものであります。坐つてゐるときは平らに臥てゐるときよりも大約三分の一程多くなります。

大體この小兒の體溫と脈と呼吸の數を承知して居りますれば、實際熱があるかないか分かります。哺乳兒なれば、熱のあるときには乳を飲むときに口の熱いことが分かります。又額を觸れて見ても大抵分かりますが、實際何の位熱が高いかは檢溫器で計つて見なければなりません。これは單に病氣の始まりを知るのみならず、その病氣の增惡なるか快癒なるかと云ふことを判斷する上にも大切なことでありますから、何れの家でも殊に小兒のある家では一本づゝ檢溫器を備へて置くが可いと思ひます。

そこで發熱の原因も能く分からず、三十八度以上にも體溫が昇つて、小兒の機嫌が惡くなれば無論醫師の診斷を受けなければなりますまいが、前にも申上げます通り、此際直ちに解熱藥を與へることは愼まなければなりません。何故なれば解熱藥は大抵劇藥に屬して居るもので、少しく用法を誤れば大變な間違が起ります。今日の藥品は昔の振出し藥のやうに可い加減な分量で用ふるわけには參りません。一瓦の千分の一、否萬分の一を誤つても人を殺すに足るやうな藥がありますし、又年齢、體質、病症の如何に由て同じ藥でも加減をしなければなりませんから、自分で可い加減な分量を小兒に與へる如きは甚だ危險なことであります。それのみならず解熱藥を用ひますと、往々その病氣固有の性質を鑑別るに困

難になりますから、醫師にとつては迷惑なことであります。尚ほ心臓を弱らすやうなことが多い。それで小兒が熱を發したときに、家では如何なる手當をしたらば可いかと申しますと、病氣に由ては興猶して躁ましい小兒もありますが、少し高い熱があればグタリとして寢てゐる場合が多い、而して顏が赤くなり、頭痛を訴へる、斯樣な際には手拭を水で濡らして額に貼てゝ可い、或は氷嚢を貼て、水枕をさせる等のことは適當な處置であります。咽頭加答兒とか氣管枝加答兒とか、凡て呼吸器の方から熱の出ました場合には矢張頸や胸に濕布を貼てゝ宜しい。何れの病氣で熱の出た場合でも妄に氷嚢などを用ひずに只水に布を浸して輕く絞つて貼てる分には間違はありません、これなれば效があつて、少なくとも害は有りません。それから咽頭が腫れて居るこか、下痢をしてゐるやうな場合には氣をつけなければなりませぬが、概して熱のあるときには「リモナーデ」のやうな清涼の飲料を少しづゝ與へて效があります。從つて果物の汁なども宜しいのであります。室内の空氣の流通を良くし、成るべく涼しくしてやることが必要であります、但し直接に風が病人に當たらぬやうに氣をつけなければなりません。苦しがるのに無理に蒲團などを澤山被ぶせて置く要は決してありません。寒がらぬ程度に被ひを薄くして差支ありません。尚ほ熱のあるときは非常に注意して水治療法の原則を醫術的に應用すれば大に效能のある場合がありますけれども、これは全く醫師の監督の下に十分の注意を以て行はなければ却て非常に結果が惡くなりますから、普通の家庭に於ては、熱のある小兒は先づ／＼お湯には入れない方が安全である、水浴は勿論勸めるわけには行きません。故に家庭に於ては熱のある小兒は兎も角も成るべく廣い清潔な涼しい室に靜に寢かして、頭を冷し、場合に依ては頸や胸に濕布を施し、冷水又は「リモナーデ」の如き清涼飲料を少しづゝ與へると云ふ位にして、成るべく早く醫師の診斷を受ければ先づ／＼大した

過はなからうと思ひます。

太郎の生立（承前）

ドクトル 三田谷啓

第三個月

母の胸に添ふて乳を飲むことはすでに以前より餘程の喜びであつた。時にとつては周章てゝ口で乳嘴をさがし口を左にやつたり右にやつたりして乳嘴を見付け出すのであつた。たまには乳嘴をさがすに非常に骨が折れて是を側から助けることがあつた。お腹が大きくなつた場合にも親指を口に入れて吸ふて居るのを見た。面白いことには太郎が蜜を貰つた時であつた。それは丁度生れてから六十七日目であつた。此時に太郎は茶匙に三杯の蜜を貰つて喜んで食べた。太郎は初めの匙から蜜を食べた後第二の匙を要求する爲めに泣いた。第二の匙をからにしてまた第三の匙を要求した。即ち太郎はもつと食べたく思ふた。しかしそれ以上に貰へなかつたので大分長く泣いた。

太郎はそれより二三日以前に果物の汁を貰つた。其時に太郎は父の顔を見た。父は太郎に罎を與へたが太郎の機嫌は非常に良かつた。口を開けて飲みたいと云ふやうな顔をしたこれに反して小兒散は處方をされたけれども飲まうとは思はなかつた。太郎はこの藥を貰ふといやがつて顔を顰め飲むや直にはき出してしまつた。

太郎の物を握る運動は三個月目に大分確かに成つて來たけれどもまだ十分に良く物を掴むことが出來ない。丁度七十二日目に太郎は腕を高くあげて其時に笑ひ聲を出した、同じ日に太郎は又頭をあげて枕から凡そ十乃至十五仙迷突もちあげた。それから後と云ふものは太郎は度々この運動を續けた。殊に不愉快の時、わけて泣き出す前にこう云ふ運動をやつた。其七十八日目の朝太郎は腕で活潑な運動をやつた。其樣が丁度體操でもやるかのやうに見えた。

八十五日目に太郎の母が手を太郎の頭の下にもつていつた時に太郎は頭を上げやうと試みた。只に頭のみならず肩及び脊をもあげんと試みた。それより後二日にして太郎は自分を自由に蹴るやうな運動をした。朝の三時半に烈しく泣いたそこで太郎の母は太郎の寝て居る搖籃を食堂へ牽いて行つた。そこで太郎は泣くのをやめた（太郎が周圍の狀況の變るによつて靜かになることはこの外にも再々見とめた）。七時前に母は太郎を見たが其時に太郎は搖籃の中で目を開けたまま靜かにして居た。自分の足を全く自由にする積りで色々工夫をして居た。たま〱太郎は此の搖籃の掛物または搖籃の中にある覆ひ物を以て遊び、そしてこれを自分の口へ持つていつた。

六十五日目に太郎の顏に二つの新らしい事實が現れた。太郎の姉妹は六歳と七歳の二人であつたが、太郎は二人の姉妹を一生懸命で眺めた。

七十一日目に二人の姉が朝早く「カッフェー」の時に食卓について太郎の笑ひと解らぬ話を聞いて喜んで居た時に太郎は其姉を眺めて居た。

六十七日目の事である。太郎が寝て居た時に點火した「ランプ」を持つて行つたら眼をあけてこれを眺めたが、「ランプ」を隱すと又眼を閉ぢた。七十日目に太郎は「ランプ」の光に對して顏を向けた若し「ランプ」を暗くすると不安になつた。

七十四日目に太郎は玩具を好む事を觀察することが出來た。太郎はガラ〱を見て喜び、そうして廻轉「オルガン」をならすと之を眺めて居た。七十七日目に太郎の眼は又再び上の方を默視するやうに成つた。前にも述べた如く太郎の話は六十四日目に「エー、エー、アゲー、オー、リヨウー」等で、又よく笑つたけれども、この笑ひ方は偶然であるか故意であるか解らなかつた。六十六日目に入浴をさせたが太郎は喜んで凡そ次の事を言つた。「エー、エゲー、エ．ロー」。そして其次の日に「アー、レ、レー」、と云つた。太郎が泣くとラーの音が良く出た。

七十日目には「オー、ロー、ロー、レ、レ」の音を聞い

た。太郎は其際よく笑つて滿足な顏をするのが例であつた。又母の笑ひに基いて太郎が笑つた場合には「エレー」と云ふ音がきこえた。「エップ」と云ふ音は「ピアーノ」の深い音を出した時に初めて聞く事が出來た。

上に述べた種々の「エル」の音が全く無意味のものか又は何か意味を持つて居るかと云ふことは殆んど解らない。

八十六日目の育兒日誌には次の事が書いてある。太郎が色々の音を出すと其内に「エレー」ときこえ「ウウェー」と云ふこともある。時によると太郎は恰も文句を云ふかの如くきこえる事がある。其時に太郎の顏は變化して全く注意をひいて居るやうに見える。これは太郎と話しかけた時である。

八十八日目に午後の二時から三時に渡つて太陽が照つて居る町を馬車でかけた事がある。其時に太郎は喜ばしい顏をして何か話を仕初めた。そしていつもより活潑で元氣づいて居た。

太郎の著明なる感覺は太郎の父が六十九日目に見た。即ち太郎は自分の言葉の響を以て喜びを發見することが解つた。太郎が「ロ」と云ふ音を五度も反復した事を其父が認めた。「ピアーノ」を奏すると太郎は安らかに成るのが例であつた。太郎が深い音を高い音から區別することは事實であつた。この月の終りに太郎の著しい注意を發見した。即ち太郎はすべての雜音を注意して聞くやうになつた。

第四個月

太郎の聽覺は四ケ月の初めに於て一層發達した事が解つた。太郎の室から誰かが出て行くと太郎は泣き出した。しかし誰かゞ太郎の室にやつて來るとまた靜かになつた。

九十三日目には太郎が笑ひ泣きすることが解つた。この笑ひ泣きの理由は察するところこうである。太郎の父が遠方から頭をもつて來てそして又俄に隱した。其時に太郎は叫び父の顏が再び側に來るに從ふて太郎は笑つた。

太郎の言語は前の月と殆んど似て居る。只違ふのは其順序だけであつた。太郎の話は暫々笑ひとこともの
ふて居つた。

七十六日目に太郎は「エレー、エゲー、オー、ロー、レ」と云ふ事をいつた。他人が太郎の側に來て太郎を相手にして居ると太郎は直ぐ話をしやうと思ふた。殊に面白いことは、太郎の前で父が話すことを太郎が眞似んとすることであつた、これは太郎が生れて百三日目の事である。

（以下次號）

家庭衛生

消毒法

消毒法と云ふのは一口に言へば惡い黴菌を殺して無害にする方法でありまして、種々の方法があります。惡い病氣を起す原となる黴菌が身體の内に這入つて繁殖て病氣を發してからはなか〳〵これを撲滅することが困難になります。黴菌を殺す藥があつても、それを殺さうとすれば人の身體も一緒に殺さねばならぬやうな羽目になるので困ります。身體の内に這入らぬ内なれば能く黴菌だけを殺すことが出來ますから、傳染病などの流行するやうな場合には、この消毒法を心得て居つて能く應用して病氣を防ぐやうに致さねばなりません。

日光消毒法

一番經濟的で便利な方法は日光消毒法であります。即ち傳染病の黴菌が附著ついてゐると云ふやうな疑のあるもので、天日にあてゝも損じない物ならば何でも構はず天日に曝らす、所謂土用干をやるのであります。例へば此の古本は肺結核の人が持つてゐたもので、その人が死んだ爲に古本屋に賣拂はれたのであるまいかと云ふやうな疑念があれば、その本を二三時間づゝ二日三日天日にあてれば結核菌は大抵死んで仕舞ひますから安心して用ひられます。結核

菌に限らず何れの黴菌も強い日光に曝らされると弱つて遂に殺されてしまふものであります。斯様に日光は消毒の力があつて幾ら使つてもお金がかゝりませんから、室の内でも御臺所でも、便所でも充分明るく光線の差込むのが衛生上大變宜しいことであります。兎角悪いものは暗い所に潜みたがるのであります。西洋では日光の這入らぬ家には醫者が來ると云ふことを申しますが、これは確かに日光の衛生に大切なものであると云ふことの證據であらうと思ひます。

燒却法

これは病原菌などの附著してゐる物を燒棄てる方法であります。それ故に經濟と云ふわけには参りませんが一番確かな消毒法であります。如何なる黴菌も燒かれては活きては居られません。著物でも道具でも家でも苟も病毒の附著した物は悉く燒て仕舞へば何より安全でありますが、それでは餘り勿體ない。そこで燒かず損せぬやうに消毒する方法が種々考へられました。

煮沸消毒法

これは煮て消毒する法であります。燒かなくとも大抵の黴菌はグラ／＼沸騰つてゐる湯の中で三十分間も煮られゝば死んで仕舞ひます。更に灰汁或は炭酸曹達を加へて煮れば一層效能があります。衣服、蒲團皮、敷布、それから瀬戸物、硝子類、金物なども此方法で消毒して宜しいのであります。

蒸氣消毒法

これは消毒の目的で拵へた種々の装置の蒸氣竈がありまして、漆器、毛皮、護謨製品、その他飲食物でも何でも消毒が出來ます。蒸氣は能く物の內の方まで通りますから、上手にやれば三十分間乃至一時間位で完全な消毒が出來ます。然し普通の家では應用することが困難である。

藥物消毒法

藥を用ひて消毒する方法は、消毒藥として用ひられるものが非常に澤山ありまするし、又その消毒する

物の種類に由て適當な藥と不適當な藥とありますから、種々の方法がありますが、今日最も普通に行はれるものを一つづつ擧げて置きます。

石灰乳　これは生石灰一と水四の割合に混せたものでありまして、最初生石灰に水の一部分を加へますと石灰は水を吸ふて非常に熱を起しますが、その後で又徐々と殘の水を注いて能く攪拌すのであります。糞便、吐物などを消毒するに適當であります。即ち糞便なり吐物なりの量と略ぼ同量位の石灰乳を加へて攪拌て置きますと暫時の後に黴菌は死で仕舞ふのであります。

石炭酸水　石炭酸五分、水九十四分、これに鹽酸一分を加へれば消毒力は更に強くなります。食器や飲食物の消毒には用ひられませんが、その他のものは何でもこれで消毒して差支ありません。

昇汞水　普通千倍の水溶液に十分の鹽酸を加へたものを用ひます。非常に消毒力は強いが、その代りに毒力も強いから飲食に關係ある品物を消毒することは出來ません、それから蛋白質に逢へば效力が薄くなりますから喀痰や糞便の消毒には適しません。又これを金物の器に入れると腐りますから陶器、硝子、又は瀬戸引きの器に入れて置かなければなりません。

「フォルマリン」これは「フォルムアルデヒード」と云ふものゝ水溶液で、噴霧器を以て吹きかけ、或は室をよく閉ぢてその內で「フォルマリン」「ランプ」を用ひて瓦斯を發生させますと、その室及び室內の物は總て消毒されます。

「アルコール」手を消毒するには、別に汚れてゐないときは七十％の「アルコール」で手を拭けば宜しい。尤も手が不潔になつたときは、昇汞水で洗ひ、石鹼と刷毛とを用ひて湯で洗ひ、更に只の水で洗ひ落して「アルコール」で拭けば頗る完全であります。

普通の飲料品

水。衞生試驗上不適當と認められた井戸の水の如き

は勿論宜しくないが、普通の水道の水の如きは最も結構な飲料である。何人でも渇を覺えたときに飲み度いだけ飲むで差支ない。その他の水は一旦煮沸して飲まなければ危險である。

水の外の飲料は是非必要のものではない、嗜好品、贅澤品乃至藥用品に屬するものであるが、その中で普通に好んで用ひられてゐるものを擧ぐれば、

○茶　は神經系統を興奮し、心臟の力を鼓舞し、尿利を良くする效があつて、疲勞したときなどに飲用するに適當な嗜好飲料である。腦の機能を增すことも事實である。然し實驗した所では食物消化の爲には餘り結構なものでない、多少消化を妨げるやうである。又病人などは無聊の爲に茶を飲み過ぎて不眠に苦むやうなことがあるから、さう云ふ場合には番茶を焙じたものを用うるが可い。

○咖啡　これは西洋人が日本の茶のやうに日常飲用するもので、今日では日本でも大分流行して來たが、その作用も大體茶と同樣である、只茶よりも作用が強い、故に興奮劑としては茶よりも效能が著しいが、飲み過ぎると耳が鳴つたり動悸がしたり、不眠を來たしたりすることも烈しい。普通は別に害と云ふ程のこともない。

○酒類　心臟の働を盛にし血の循環を良くし、精神を興奮させ、愉快にする作用がある。然しこれは長くは續かない、やがて凡て反對の現象が起つて來る故にその反動の著しく起らぬ程度に於て飲めば大に效能のあることがある。然しこれを常用すれば第一に血管が硬くなつて破れ易くなるとか種々樣々の害惡が身體に起る。故に決して常用すべきものではない。

○○葡萄酒　白いのと赤いのとがある。白葡萄酒の方は腸を能く働かす作用があると稱して、腸の働の不活潑な人に用ひ、赤酒は一般に消化機を振はし、下痢のあるときも多少これを止める作用があると云はれて居るが、赤いから血が殖えると思ふのは全く迷信に過ぎない。健康者も病人も少量づゝ飲むで差支

ない。

○○麥酒　これは完全に醱酵しきらぬ酒で、消化の爲に宜しいものとは云はれぬが、「アルコール」分の少ないのと、心臟の働を强めるのと、催眠劑として效のあるのと、炭酸瓦斯を含むでゐる爲に、その刺戟が快いのと、渴いてゐる時に冷したものを水代りに飮むで美味いために盛に飮用される。酒の中では比較的害の少ないものであるが、暴飮すれば心臟が大きくなつたり、種々の害が起る。

○○日本酒　葡萄酒や麥酒などよりも結構な酒であるが、稅が高い爲に下等の「アルコール」を混ぜたり、腐敗を防ぐ爲に「サリチール」酸を混ぜたりするので世界にも類の稀なる下等の惡酒となつた、斯樣なものは飮まぬ方が可い。

○○○○「ブランデー」「コンニヤック」、「ウイスキー」此類の强烈な酒は失神でもした時に飮ますべきもので、平常飮むべきものではない。西洋人は斯樣な酒を濫用するから酒客譫妄などと云ふ狂氣が非常に多い、其他の害惡もこれが爲に甚だ多くなつて居る。

○○○○淸涼飮料　「リモナーデ」、「セルテル」水、種々の鑛泉卽ち平野水の類は、腹の具合で何れも飮むで宜い食事の時に少々づゝ飮めば食慾を振はし消化も助けるものである。近來濫造される「サイダ」と云ふのは注意しないと下痢を起す。

雜報



○御大禮に際し注意すべき事項

今秋御擧行あらせらるべき御大典に關し、內務省衛生局にては關係各府縣に對し左の注意事項を傳達せりと云ふ

第一、飮料水　必要場所ニ於ケル飮料水ノ適否ヲ檢査シ不良水ヘ使用法設備等ニ相當改善ノ方法ヲ講ジ殊ニ共同堀井ノ如キハ井戸側流場ヲ修理スベク水道敷設地ニテハ其使用ヲ奬勵シ特ニ衛生上取締ヲ要スル各種營業者ニハ之ガ使用ヲ實行セシムベキ事

第二、清潔保持　街路ノ塵芥瓦礫其他ノ不潔物ハ衛生組合若クハ個人ニテ掃除シ街路ニ沿ヘル河川溝渠下水溝ニ塵芥等ヲ投棄セ

シメザル而已ナラズ時々浚渫シ月毎ニ塵芥容器ノ備付ヲ勵行シテ其蓋ハ完全ナルモノト取換ヘシメ屎尿ノ運搬ハ可成日出前トシ本年ハ特ニ夏期ニ淸潔法ヲ施行セシムベシ

第三、街路撒水　撒水ニハ不潔水ヲ用ヒズ市内電車線路ニハ撒水ヲ勵行セシムベシ

第四、共同便所　街路公園等ノ共同便所ニシテ位置構造ノ不適當ナルハ夫々改造修理シ必要ニ應ジテハ臨時便所ヲ假設セシメ雜踏スル場所ノ便所ハ成ルベク番人ヲ附スカ看守人ヲ巡回セシムルカ何レニセヨ淸潔保持ニ努メシムベシ

第五、諸營業　淸涼飲料水製造所及販賣店ニ對シテハ其製造所ノ監督ト淸涼水ノ檢査ヲ怠ルベカラズ又牛乳搾取所販賣所及屠場獸肉販賣店ニ對シテハ乳牛ノ檢診乳質檢査ヲ行ヒ汚物ノ掃除、器具ノ淸潔等ヲ心掛ケシメ特ニ蠅ノ驅除ニ努メ凡テ從業者ノ健康狀態ヲ注意スベシ又旅人宿、料理店、飲食店、貸座敷ニ對シテハ飲食物調理所ニ十分ナル採光法ヲ講ジ、防鼠、防塵、防蠅ノ設備ヲ整ヘ器具ノ淸潔ヲ注意スルハ勿論料理人ニモ成ルベク淸潔ナル白キ被布ヲ着用セシメ客用ノ寢具類ニハ白布ヲ蔽ヒ手拭ハ一客毎ニ淸潔ナルモノヲ取換ヘシムル事

第六、工場衛生　多數ノ人ヲ使傭スル工場會社ニテハ場内ニ安全ナル飲料水ヲ豐富ニ供給セシメ炊事場ハ採光ノ十分ト地盤ニ不滲透性物質ヲ用フル事トシ炊事人ノ健康診斷ヲ時々行ヒ又成ルベク工場醫ヲ置イテ使傭人ノ健康狀態ニ注意スル事

第七、交通機關　乘客待合所ノ掃除ヲ十分ニシ撒水ヲ勵行シ車内ニモ塵埃ノ飛散セザルヤウ常ニ撒水セシムル事

第八、防疫

一、一般傳染病豫防

(イ)前年流行セシ區域、貧民部落、木賃宿等必要ト認ムル場所ニ對シ檢病的戶口調査及檢診ヲ行フコト

(ロ)死體檢案ハ一層周密敏速ニ行フコト

(ハ)衛生組合等ニシテ傳染病ノ疑アル患者ヲ認知シタルトキハ速ニ當該吏員ニ申告セシムルコト

(ニ)一般開業醫ニ注意シ患者屆出ヲ遲延セシメザルハ勿論患家ニ對シ適切ナル豫防消毒方法ノ實行ヲ期セシムルコト

(ホ)傳染病ノ診斷ニ付必要アルトキハ細菌檢査所ヲ公開シ若ハ檢査ノ請求ニ應ズル等相當便宜ヲ與フルコト

(ヘ)麻疹、流行性感冒、流行性腦脊髓膜炎、回歸熱患者アルヲ知リタルトキハ速ニ之レヲ申告セシムルコト

(ト)傳染病ニ就テハ其ノ系統ヲ調査シ且保菌者ノ發見ニ努ムルコト

(チ)市町村立及私立病院傳染病室ノ取締ヲ勵行スルコト

(リ)蠅ノ發生、防止驅除ヲ勵行スルコト

(ヌ)行旅死亡人ノ檢案ヲ一層確實ナラシムルコト

(ル)都會地ハ勿論必要ナル場所ニハ消毒團ヲ特設シ消毒及患者輸送等ノ改良ヲ促スコト

(ヲ)痘瘡豫防上種痘脫漏者ヲ調査シ怠慢者ナカラシメ若シ患者發生シタルトキハ速ニ種痘ヲ行ハシムルコト

(ワ)關係府縣ハ防疫上重要事項ニ關シ連絡ヲ計ルコト

二、「ペスト」豫防

(イ)必要ト認ムル地域ニ對スル殺鼠劑、捕鼠器ノ配付及鼠ノ買收懸賞等ノ方法ニヨリ除鼠ヲ勵行スルコト

(ロ)鼠ノ檢査ヲ精密ニシ殊ニ斃鼠ニ對シテ一層注意スルコト

(ハ)必要ト認ムル倉庫、納屋等ニ對シ防鼠設備ヲ爲サシメ其ノ管理者及捕鼠隊ヲシテ持續的除鼠ヲ行ハシムルコト

(ニ)必要ト認ムル船舶ノ除鼠ヲ勵行スルコト

(ホ)必要ト認ムル船舶、倉庫及其ノ他貨物取扱場ニ於ケル荷粉ノ消毒ヲ勵行スルコト

(ヘ)荷粉、古俵等ノ集散狀況ヲ豫メ取調置クコト

(ト)「ペスト」有病地ヨリ輸入スル襤褸、古綿、古足袋、古俵、荷

紛、紙屑等ノ取締ニ注意スルコト

(チ)必要ナル場所ニ於ケル特殊營業者(米穀其ノ他雜穀商、乾物商、八百屋、パン菓子製造業、鉄商等)ニ對シ防鼠設備ヲナサシメ且持續的除鼠ヲ勵行スルコト

三、癩豫防

(イ)浮浪徘徊ノ癩患者ヲ一層嚴重ニ取締ルコト

(ロ)癩患者ノ一般救護設備ヲ擴張セシムルコト

(ハ)療養ノ資力アル癩患者ニハ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ勵行セシメ且群集ノ場所ニ出入セザル樣說諭スルコト

四、肺結核豫防

肺結核豫防ニ關シテハ省令ノ示ス所ニ依リ一層勵行ヲ期スル事

五、狂犬病ノ豫防ニ努ムルコト

第九、救護

一、必要ノ箇所ニ傷病者救護所ヲ設クルコト

二、赤十字社支部　醫師會及衛生會等ト協商シ救護班ヲ組織セシムルコト

三、豫メ便宜ノ病院ニ交渉シ重傷病者ノ收容ニ差支ナキ準備ヲナサシムルコト

四、必要ト認ムル地域ノ開業醫ニ對シ豫メ救護ニ關スル協商ヲナシ置クコト

五、必要ナル巡査派出所及交番所ニ救急函ヲ備置クコト

第十、公益團體

一、醫師會、齒科醫師會、藥劑師會、衛生組合、衛生會等

(イ)本注意事項中關係アル事項ノ施行ニ關シ其ノ活動ヲ求メ尚必要ト認ムル件ニ付テハ之ヲ當該官公署ニ申告セシムル事

(ロ)衛生講話會、衛生展覧會等ヲ開催セシメ又ハ其ノ事業ヲ翼贊セシメ衛生思想ノ啓發ニ努メシムルコト

二、青年會、在郷軍人會等

前項ニ準シ相當助力ヲ求ムルコト

○白國同情會

山脇房子、津田梅子女史等を中心として成れる日本婦人白國同情會は去る十日白耳義公使館に於て賛助會を開き、山脇夫人の會務報告及び慈善劇開催の相談、櫻田節彌女史の會計報告あり、次に朝日新聞記者杉村楚人冠氏の演說、白國公使及び前白國公使未亡人の謝辭あり、庭園に於て茶菓を饗したるが、同會寄附金は同日までに三萬四千餘圓に達したる由にてその使用法に就ては公使と會長との合議に一任することゝなれりと。

○婦人矯風會の日本の日

萬國基督教婦人矯風會の年中行事の中には十字軍紀念日、花の日、創立者たる故ウイラード嬢紀念日等ありて、萬國の各支部にては每年其日を紀念することとなるが、本年よりは、三十年來日本の矯風事業に盡瘁しつゝある我が矢島楫子女史の誕生日を以て特に日本の日としてこれを紀念日に加ふることゝなれりと。

私立大日本婦人衛生會役員氏名

總裁 東伏見宮妃周子殿下
會長 侯爵夫人 鍋島榮子
副會長 男爵夫人 濱尾作子

（いろは順）

幹事 鳩山春子
同 岡田徳子
同 山木多穂子
同 松平芳子
評議員 石川貞子
同 濱田捨子
同 服部繁子
同 西外子
同 緒方悅子
同 小川孝子
同 片山龜子
同 丹波貞子
同 田村きよ子
同 男爵夫人 南部服子
同 山口貞子
同 吉市幸子
同 岸澄子
同 三宅藤子
同 宮下咲子

同 羽田三緒子
同 高木鍱子
同 三浦敎子
同 岩下ゆか子
同 長谷川仲子
同 仁禮壽賀子
同 土肥多越子
同 岡山とし子
同 男爵夫人 加藤鈴子
同 吉武輝枝子
同 高橋孝子
同 鶴原誠子
同 中濱芳子
同 子爵夫人 松井正子
同 伯爵夫人 阿部篤子
同 菊池峯子
同 宮本樂子
同 守屋千代子

婦人衛生雜誌代價及廣告料

代價

一册 定價金貳拾錢 郵稅壹錢
三册（三ヶ月分） 前金郵稅共 金四拾五錢
十二册（一ヶ年分） 前金郵稅共 金壹圓八拾錢

廣告料

一頁 六十二行 一行二十三字
壹頁 金五圓 半頁 金貳圓五拾錢
○特別廣告 壹頁金拾圓 半頁金五圓
○半頁以下ハ行數ヲ以テ計算スルモノハ一行貳拾五錢

規定

○本誌講讀申込ノ節ハ前金三ヶ月分以上本會事務所宛ニ送附セラルベシ但シ見本ハ郵券ニテ貳拾壹錢代用苦シカラズ○本誌休讀ノ節ハ速カニ報知セラルベシ通知ナキ分ハ講讀者ト見做ス但シ後金ニハ割引ナシ○轉居ノ節ハ新舊宿所通知セラレタシ

大正四年五月十七日印刷
大正四年五月二十日發行

編輯者兼發行者 東京市本郷區根津西須賀町九番地 莊司秋次郎
印刷者 東京市本郷區駒込林町百七十二番地 田中增藏
印刷所 東京市本郷區駒込林町百七十二番地 杏林舍

發行所 東京市麴町區富士見町二丁目三十二番地 私立大日本婦人衛生會事務所

賣捌所
東京市本郷區龍岡町 吐鳳堂
同市銀座四丁目 東海堂
同市京橋區鈴屋町 眞明堂
同市本郷區本富士町 明文館
同市同區春木町 南江堂支店
京都市寺町二條南入 若林茂一郎
東京市日本橋區吳服町 北隆館
同市神田區表神保町 東京堂
同市本郷區本富士町 盛春堂
名古屋市榮町六丁目 丸善書店

最良國產の過酸化水素水

オキシフル

「オキシフル」は過酸化水素水に對する本會社の登錄名稱にして百分中純過酸化水素三分（十容量%）を含有し獨得の製法は最後の一滴に至る迄其効力を保有す。

本品は無毒無害の殺菌制臭劑にして（其防腐消毒の効力は約千倍の昇汞水に匹敵す）化膿性創傷又は膿瘍腔洞內洗滌に適し濕性繃帶料として下脚潰瘍腐敗性癌腫、其他の潰瘍に適用せられ、口狹炎、齒齦炎、扁桃腺の膿瘍、上顎竇化膿其他一般口腔炎、口臭等に純品のまゝ或は稀釋して應用せらる。（又本品の有する強大なる漂白作用は夏日斑、色素斑等の除去に供用せらる其他本品は齒牙を純潔美白ならしむるに用ゐられ歐米にては一般家庭に本劑を常貯し不時の負傷等に消毒として備ふるもの多し）。

定價　四丐入金五十六錢、一七入金一圓五錢

發賣元　東京室町　三共株式會社

新無刺戟性收斂劑

過酸化亞鉛

三共株式會社製造

本品は水に不溶の白色粉末にして過酸化亞鉛五十%酸化亞鉛五十%より成る。

本品は過酸化水素の消毒性と酸化亞鉛の收斂性とを併用する無刺戟性の收斂劑にして外科、婦人科、及皮膚科、耳科等に應用す即ち火傷、濕疹、酒渣鼻、下脚潰瘍、及膣綿球挿入等の治療に對し卓効あり

處方例

過酸化亞鉛　五〇・〇
滑石　二〇〇・〇
右混和撒布料

過酸化亞鉛　二〇・〇
ワゼリン　一〇〇・〇
右混和為軟膏

定價　五十瓦入　金一圓二十錢

發賣元　東京室町　三共株式會社